

保健所組織の動向に関する調査

【調査の目的】

近年の急速な少子高齢化の進展、疾病構造の変化、保健サービスに対する国民のニーズの高度化・多様化などを背景に、地域保健対策の総合的な推進・強化を図るため、平成6年に「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が可決され、平成9年4月には、市町村並びに保健所設置市及び特別区への事務移譲並びに保健所機能の見直しにかかる改正事項も施行され、全面施行されたところである。これに伴い、各都道府県においては、保健所の機能強化や保健と福祉の連携として保健所と福祉事務所の統合など、保健所組織としても大きな変容を遂げてきた。

さらには、平成12年の国の地方分権の推進や平成16年のいわゆる「三位一体の改革」、市町村合併の流れの中で、地域保健とりわけ保健所を取り巻く状況も大きく変化している。

そのため、法律施行10年を迎えつつある時期でもあり、各都道府県の地域保健サービスの提供体制、中でも保健所がどのような組織の中で、どのような事務を持っているのかを把握するとともに、今後さらに組織が変わろうとしている都道府県の動きも調査することとした。

【調査方法・分析】

調査票を各都道府県の保健所長会長に送付し、回収した。

各都道府県の本庁の組織も含めた保健所組織の動向を1ページの調査票にまとめた。保健所単独、福祉事務所等との統合、地域振興局の一部局としての保健所（あるいは保健所と他の組織との統合）などに分類した。

保健所の、他の組織（福祉事務所、児童相談所など）との統合状況の経年的推移をグラフにして示した。

大気汚染や、廃棄物対策などの環境衛生事務を保健所が担当しているかについて、都道府県ごとに示した。

平成 1 7 年 1 0 月現在の保健所組織の状況

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1 . 保健所単独組織 | 調査票 1 - 1 |
| 2 . 保健所と福祉事務所の統合 | 調査票 1 - 2 |
| 3 . 保健所、福祉事務所、児童相談所の統合 | 調査票 1 - 3 |
| 4 . 地方振興局 | 調査票 1 - 4 |

調査票 1 - 3 (保健所・福祉事務所・児童相談所の統合組織)

北海道保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 ～ 9	本庁保健福祉部の出先機関の単独組織として45カ所の保健所と1カ所の支所を設置していた。	(道立) 45保健所1支所	平成9年4月、本庁の機構改正により、保健環境部は保健福祉部に改組された。
10	保健所の再編整備を実施した。 ・原則として21保健医療福祉圏に1カ所の保健所を置くこととし、21カ所の保健所を設置した。 ・地域実情により5カ所の地域特性保健所を設置した。	26保健所21支所	
13	支所の見直しで支所が削減された。 ・14カ所の支所となった。	26保健所14支所	平成13年3月、「支庁改革に関する試案」 平成14年11月、「支庁制度改革に関する方針」 平成15年2月、「支庁制度改革の実施計画」 *統合後も保健所条例は存続している。
16	支庁制度改革により、保健所、支庁社会福祉課(福祉事務所を兼ねる)、児童相談所を統合し保健福祉事務所とし、支庁の出先機関に位置づけられた。 保健福祉事務所は、保健福祉部、地域保健部、児童相談部により構成された。 統合の形態は以下のとおりである。 ・支庁所在地保健所と支庁社会福祉課を保健福祉事務所保健福祉部に統合した。 ・支庁所在地以外の保健所は、保健福祉事務所地域保健部となった。 ・児童相談所は、保健福祉事務所児童相談部となった。	26保健所14支所 (14保健福祉事務所は、26部(14保健福祉部、12地域保健部)、8児童相談部からなる。)	
17	保健所条例は存続し、保健所は従来の保健所と保健福祉部又は地域保健部の二枚看板を掲げ、保健所長は保健所長であり、保健福祉部長又は地域保健部長でもある。		平成17年3月、「支庁制度改革プログラム」 道州制に向けた市町村への事務・権限移譲の検討開始 市町村合併により212市町村(H11.3.31)から180市町村(H18.3.31)になる。

調査票 1 - 3 (保健所・福祉事務所・児童相談所の統合組織)

青森県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 8	環境保健部の出先機関で単独組織	11保健所	
9	健康福祉部設置(環境保健部と生活福祉部との再編) 保健所の支所は、福祉事務所支所と組織統合(同一庁舎) 廃棄物対策は環境管理事務所(環境生活部所管) 6保健所総務課に企画部門設置(二次保健医療圏に1ヶ所)	8保健所1支所 (2つの二次保健医療圏では保健所が2カ所)	
10			
11	保健医療圏ごとに1カ所保健所を設置、試験検査課の集約(青森保健所1ヶ所)		
12			
13	健康福祉こどもセンター設置(保健所、福祉事務所、児童相談所の統合および総務企画部門の設置)	6センター (6保健所)	
14	保健部(保健所)、福祉部(地方福祉事務所)こども相談部(児童相談所)、総務企画室 からなる組織となる		
15			
16			県行財政改革プラン 県行財政改革(健康福祉こどもセンターを集約化する方向性)
17			県民局の設置の検討(保健所も含まれる)
18			市町村数69 47 青森市が中核市移行に伴う保健所設置の検討中

調査票 1 - 4(地方振興局)

岩手県保健所長会

年度	組織体制	ヶ所数	関連事項
平成 ~ 8	環境保健部の出先機関で単独組織	15 保健所	県庁に環境保健部を設置 医務課が保健所所掌 市町村数 5 9
9	地方振興局生活福祉部と保健所を統合し、地方振興局保健福祉環境部(保健所)を設置 保健福祉環境部・保健所 ・ 保健福祉企画課(企画調整部門)を整備 ・ 試験検査機能を 4 保健所に集約 ・ 環境行政の一元化	10 保健所 2 支所、 1 出張所	県庁に保健福祉部と生活環境部を設置（保健福祉部保健福祉課が保健所所掌） 地方振興局保健福祉環境部・保健所職員は、福祉部門を除いて兼務
13			保健福祉部保健福祉企画室が設置され保健所所掌 生活環境部が環境生活部に名称変更 衛生研究所と公害センターを統合し、岩手県環境保健研究センター設置 市町村数 5 8
17	保健福祉環境部・保健所の検査部門を廃止し、環境保健研究センターへ統合		市町村数 4 6 (H17.10.1 現在)
18			広域行政の圏域と地方振興局見直し検討中

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

宮城県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
8	9 保健所 3 支所体制 9 保健所の組織 (6 課体制) 総務課 保健予防課 保健指導課 食品薬事課 環境公害課 試験検査課 (5 保健所に設置)	9 保健所 (3 支所)	
9	7 保健所 2 支所体制 前年度までの 3 支所を廃止、2 保健所を支所とする。 一部課名の変更	7 保健所 (2 支所)	
10	同	同	
11	同 課制から班制に変更	同	
12	7 保健所と 7 福祉事務所の統合 7 保健福祉事務所の設置 5 保健福祉事務所は保健部門 (法定保健所・以下同じ) と福祉部門 (法定福祉事務所・以下同じ) を同一施設内に設置 5 保健所の組織 総務班・企画班 + 地域保健福祉部 + 環境衛生部 2 保健福祉事務所は、現有施設のまま、保健部門と福祉部門を分離設置 イ 本所 福祉部門 本所の組織 企画総務班 + 福祉部 総合支所と 2 支所 保健部門 総合支所の組織 企画総務班 + 保健部 + 環境衛生部 ロ 本所 保健部門 本所の組織 企画総務班 + 地域保健福祉部 + 環境衛生部 総合支所 福祉部門 総合支所の組織 企画総務班 + 保健福祉班	7 保健福祉事務所 (2 総合支所・2 支所)	
13から17同			
18	分離設置の 2 保健福祉事務所中、上記 ロの保健部門と福祉部門が同一施設内に移転完了 (予定) 。	7 保健福祉事務所 (1 総合支所・2 支所)	

調査票 1 - 4 (地方振興局)

秋田県は地域振興局と標榜

秋田県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 ~ 8	福出保健部の地方機関で単独組織	8保健所 4支所 (県立のみ)	平成 7 年までが医務薬事課が 所掌、8 年から保健衛生課が保 健所所掌
9	秋田市が中核市となり秋田市保健所が誕生 県秋田保健所から秋田市分が秋田市保健所に委譲。秋田保 健所と秋田市保健所は 1 年間共存。2 支所は廃止した。	9保健所 県保健所 8 県支所 2 市保健所 1	市町村数 6 9 保健衛生課が保健所所掌
10	県秋田保健所を秋田中央保健所と名称変更、本所は南秋田 郡昭和町に新築移転、雄和町に南出張所を開設して業務を 行う。		市町村数 69
11.1 0	秋田市保健所が秋田市中通から秋田市八橋に新築移転。		
12 ~	福祉事務所と保健所を統合し、県健康福祉センター(福祉 事務所・保健所)を設置、主管部が健康福祉部・生活環境 文化部と名称変更。また、福祉企画課が福祉政策課、保 健衛生課が健康対策課となった。従来の係制から班制に 変更なった。	センター(県保 健所) 8 支所 2 出張所 1 市保健所 1	健康福祉部福祉政策課がセン ターを所掌 市町村数 69
13 ~	2 支所が廃止	センター(県保 健所 8) 1 市保健所	
15 ~	県の行政組織再編整備により地域振興局を設置した。 福祉環境部(福祉事務所・保健所)は地域振興局の 1 部と して位置づけられる。 2 支所は廃止。1 出張所も班編制となり秋田福祉環境部 と一体化した	8 福祉環境部 (8 県保健所) 1 市保健所	各地域振興局の 1 部で福 祉環境部となる。行政 機構上は福祉事務所・保 健所は健康福祉部福祉政 策課の所掌 市町村数 6 9
16 年 1 0 月 より	16 年 1 0 月より市町村合併が進み、福祉事務所の業務の 一部が各新市へ移管するが、保健所業務は基本的に変化無 して推移した。		
17/ 10/1 現在	中核市である秋田市保健所には合併の 2 町(県中央保健所 が所管)の保健所業務が移管された。これにより、出張所 が廃止となった。		市町村合併により市町村数 2 9

調査票 1 - 4 (総合出先機関)

山形県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 ~10	県健康福祉部の出先機関で保健所単独組織	8 保健所	2 次医療圏は 4 つ 県内44市町村 (政令市なし)
11	8 保健所を 4 保健所に統合 (単独組織) (各医療圏が管轄区域)	4 保健所 (支所なし)	
13	<p>・ 県庁各部の出先機関を地域 (2 次医療圏) 単位に再編統合し, 知事直轄の総合出先機関として 4 つの「総合支庁」が設置された。</p> <p>・ 保健所は, 県健康福祉部の出先機関ではなく, 各総合支庁を構成する組織の一つとして位置づけられた。</p> <p>・ 例えば, 村山地域の場合, 村山総合支庁の保健福祉環境部 (福祉課, 環境課, 保健企画課, 地域保健予防課, 生活衛生課, 検査課, 医薬事室) の中の 4 課 1 室 (~) をもって「村山保健所」とみなすことが条例で定められている。(環境・廃棄物対策等を所管する環境課は, 総合支庁の同じ部内組織であるが, 総合支庁制を契機として保健所からは切り離された)</p> <p>・ 県庁に主管課はないので, プロジェクト予算や管理費等を含めて予算要求等は基本的に自ら (総合支庁を通じて) 行うが, 国庫補助事業等は業務毎に健康福祉部等の関係課と連携。</p>	4 総合支庁 4 保健所	<p>総合支庁には県庁 (本庁) から大幅な権限委譲が行われ, 企画調整機能 (地方振興計画の策定等) や予算調製機能も付与。</p> <p>これに伴い県議会も年 2 回総合支庁での開催となる。</p> <p>保健所長は, 総合支庁の保健福祉環境部の「医療監」を兼ね, 同部長と職位は同格であり, 部長会議のメンバーである。</p>
17	<p>管轄区域の現状 (組織体制は変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村山保健所 (山形市など, 7 市 7 町) ・ 庄内保健所 (鶴岡市, 酒田市など, 2 市 3 町) ・ 最上保健所 (新庄市など, 1 市 7 町村) ・ 置賜保健所 (米沢市など, 3 市 5 町) 		<p>市町村合併の状況 (17年11月現在) 44市町村 35市町村に統合</p>

調査表 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

福島県保健所長会			
年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 ～ 8	保健福祉部(所管課:医務福祉課)の出先機関	16カ所	二次医療圏は7カ所
9	地域保健法施行に伴い保健所の再編統合 郡山市が中核市に移行	7カ所+3支所	
10			
11	いわき市が中核市に移行	6カ所+3支所	
12			
13			
14	保健所と社会福祉事務所が組織統合し、名称が 保健福祉事務所となった 同時に児童相談所の「相談室」が各保健福祉事 務所に設置された 本庁組織もFF組織に機構改革、グループ制と なり、所管課は総務企画グループ	6カ所+3支所 (ただし支所は保健所機 能のみ)	第四次福島県保健医療計画 が策定され、福祉も取り込ん だ「うつくしま保健医療福祉 プラン21(愛称)」となっ た
16	保健福祉事務所にあった検査機能を衛生研究 所に一元化		* 市町村合併状況 (17・4・1現在) 90市町村 (10市、52町、28村) ↓ 61市町村 (12市、33町、16村)

調査票 1 - 1 (保健所単独組織)

茨城県保健所長会

年度	組 織 体 制	カ所数	関連事項
平成 5	衛生部の出先機関で単独組織	18保健所	衛生部 18 保健所 福祉部 8 福祉事務所
6	保健所の再編統合により、4 保健所減。 検査課を 5 保健所に設置 (市町村数 83)	14保健所	
7			
8			
9			
10			
11		12保健所	
12	本庁の衛生部と福祉部の組織再編で保健福祉部に 本庁の組織改編により、保健所も再編統合され、2 保健所減。保健所の総務課内に地域保健推進室を設 置。(福祉事務所は 8 カ所)		
13	5 保健所の検査課を 3 保健所に統合		
14			
15			
16			
17			
18			市町村の合併推進により 83 44 市町村 (平成 18 年 4 月から)

【保健所の形態が、単独の組織である都道府県のみ回答をお願いいたします】

- 1 保健所組織の形態について（ヶ所数も記載願います）
 - a 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関（ 5ヶ所）
（監視指導課を有する機関 5、検査課を有する機関 3）
 - b 対人保健部門のみの機関（ 7ヶ所）
 - c その他

- 2 福祉分野の出先機関の状況について
 - a 福祉事務所数（ 4ヶ所）
 - b 児童相談所数（ 3ヶ所）

- 3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があった場合記入してください
平成11年度に総務課内に地域保健推進室を設置

- 4 福祉分野の出先機関との連携について
 - a 積極的に連携を図っている
連携している事例（事業）を記載してください

 - b 必要に応じて連携をしている
どんな場合に連携をしているのか記載してください
 - ・生活保護世帯の精神障害者に対する保健指導（毎週木曜日）
 - ・保育所職員に対する感染症の知識の啓発符普及（毎週木曜日）

 - c ほとんど連携していない
連携していない理由を記載してください

調査票1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

栃木県保健所

長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成8	<p>本庁組織の改編で、県民生活部と衛生環境部が、生活環境部と保健福祉部となり、従来の保健と福祉が統合した組織となる。</p> <p>宇都宮市は中核市となり、宇都宮市保健所が設置される。</p>	<p>県 10保健所 市 1保健所</p>	<p>2次保健医療圏数 5 市町村数 49市町村</p>
9	<p>県型保健所と県型福祉事務所の組織統合を行い、健康福祉センタ-を設置し、1室3部(企画調整部門である健康福祉推進室、福祉部(福祉事務所)、保健部(保健所)、環境部)の組織とする。</p> <p>健康福祉センタ-は本庁保健福祉部の出先機関となり、環境部は本庁生活環境部の出先業務を行う。</p> <p>センタ-所長は保健部長(保健所長)を兼務。</p>	<p>県 5保健所 5支所 市 1保健所</p>	
15	<p>健康福祉センター内の保健部(保健所)、福祉部(福祉事務所)を一体化して健康福祉部を設置し、3部制(健康福祉推進室を改めた地域支援部、健康福祉部、環境部)となり、センタ-所長は健康福祉部長(保健所長及び福祉事務所長)を兼務する。</p> <p>従来までの保健所、福祉事務所の所管であった一部の業務が、健康福祉部の外の地域支援部所管となり、センタ-所長の権限は変わらないが、保健所長権限からはずれる組織となる</p>		<p>栃木県保健医療計画 改定</p>
17			<p>年度末の市町村数 33市町 県型福祉事務所数 74</p>

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

群馬県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
8	<p>県庁は県民生活部、衛生環境部であり、県民生活部の社会福祉課を主管課として県内に10の福祉事務所、衛生環境部の医務課を主管課に県内に12の保健所の組織であった。</p>	<p>10の福祉事務所 (中部、西部、北部、東部、多野、甘楽、吾妻、利根、佐波、邑楽)</p> <p>12の保健所 (前橋、高崎、渋川、藤岡、富岡、安中、中之条、沼田、伊勢崎、桐生、太田、館林)</p>	<p>10の二次医療圏に 12の保健所</p>
9	<p>県庁の県民生活部と衛生環境部が統合され、保健福祉部が設置された。(12課) <保健と福祉関係を統合> 保健所の呼称が、前橋 中部、高崎 西部、太田 東部、中之条 吾妻、沼田 利根、その他は 地域保健所となった。</p> <p>また、環境生活部が設置された。(6課) <県民生活部から県民生活課、同和対策課を移設></p>	<p>10の福祉事務所は変更なし 保健所の呼称が変更され、5の基幹保健所と7の地域保健所</p>	<p>同上</p>
11	<p>県庁の保健福祉部内の保険課、国民年金課が独立して10課となる。こども育成課 青少年こども課となる。</p> <p>地域機関では、保健・医療・福祉行政を総合的に推進するため、保健福祉事務所が発足 (前橋、高崎、太田の3事務所は、総務企画部、保健部、環境部、児童相談部の4部制・(他は総務企画部、保健福祉部の2部制)</p>	<p>11の保健福祉事務所となる。 (桐生保健福祉事務所の設置に伴い、区域・所管事項が、一部整理されたほか、安中保健所は高崎保健福祉事務所の安中支所として発足)</p>	<p>10の二次医療圏に 11の保健所</p>
12	<p>県庁の保健福祉部内に介護保険課を新設(11課)</p>		
15	<p>県庁の保健福祉部内にねんりんピック事務局を設置(12課) 地域機関では、保健福祉事務所の総務企画部を企画福祉部に保健福祉部を保健部に変更</p>	<p>11の保健福祉事務所</p>	<p>同上</p>
16	<p>地域機関の、3つの保健福祉事務所内の組織である児童相談部が、こども相談部と改称</p>	<p>11の保健福祉事務所 3の児童相談所</p>	<p>同上</p>
17	<p>県庁の組織が保健・福祉・食品局に組織変更(9課となる。)</p> <p>地域機関が、中部・西部・吾妻・利根沼田・東部の5の県民局に組織変更されて設置された。従って、県民局の保健福祉部に属する保健福祉事務所となった。</p> <p>また、部制が課制に変更された他、環境部が環境森林事務所に、こども相談部が児童相談所として再編された。</p>		<p>同上</p> <p>同上</p> <p><57市町村> 年度末までの市町村数 57市町村 49市町村</p>

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

埼玉県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
8	衛生部の出先機関で、単独組織	24保健所 4支所	
9	保健所再編の実施（第1次） 1保健所を廃止し、支所に。1支所を廃止。 保健所と福祉事務所との統合 23保健所のうち、10保健所に「福祉保健総合センター」を併置。13保健所は単独保健所。	23保健所 4支所	10の老人福祉圏ごとに福祉保健総合センターを1カ所設置（*二次保健医療圏は9圏域）
10	衛生部と生活福祉部の統合 「健康福祉部」の新設	10センター（保健所）、13保健所、	
11		4支所	
12			
13	5保健所に集約していた検査機能すべてを県衛生研究所に再集約		
14	市町村合併による「さいたま市」誕生に伴い、保健所政令市となり「さいたま市保健所」を設置。 県保健所（大宮、中央保健所の2カ所）を廃止。	10センター（保健所）、11保健所、 4支所	
15	中核市「川越市」誕生に伴い、県保健所（川越保健所1カ所）の廃止。	10センター（保健所）、10保健所、 4支所	さいたま市は15年度に政令指定都市に。
16			
17	「健康福祉部」の分割 （保健医療部と福祉部に）		
18	保健所再編の実施（第二次）予定 7保健所・4支所を廃止し、保健所の分室として11カ所設置。 分室業務は、対人保健サービスのうち、医療費公費負担申請・相談、軽易な健康相談のみを担当。対物はすべて保健所本所に集約。	10センター（保健所）、3保健所（単独）、11分室	保健所は、保健医療部に。 18年度の市町村数 76市町村 69市町村

調査票1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

千葉県保健所長会

年度	組織体制		関連事項
昭和63	千葉県保健所(政令市)		
平成4	千葉県保健所(指定都市)		
6	地域保健法		
9	各保健所に企画調整班		
12	本庁衛生部と社会部の統合し健康福祉部		
15	船橋市保健所(中核市保健所)		
16	保健所と福祉事務所の統合		
	名称は 健康福祉センター(保健所)		
	企画調整班が総務企画課に		
	検査関係		17年度末までの市町
	14県型保健所に検査課があったが、5保健所に集約		村数 77 ~ 56ヶ所
	(ただし、食中毒等の一般検査機能はすべての保健所に残存)		
17	現在千葉県には		
	14健康福祉センター(保健所)と1支所と		14の県型保健所は
	千葉県保健所(政令指定都市保健所)		医師が健康福祉センタ
	船橋市保健所(中核市保健所)の		一長と保健所長を兼務
	計16保健所		
18	柏健康福祉センター(柏保健所)はH18年度に		
	中核市保健所になる予定		

調査票 1 - 1 (保健所単独組織)

東京都保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 8 まで	衛生局総務部の出先機関で単独組織	18保健所 12保健相談所 4出張時(島)	
9	多摩地域の二次医療圏に基幹型の5保健所と地域型の7保健所を設置 ・基幹型保健所の地域保健推進室には、企画部門の計画調整係を置く	13保健所 4出張所(島) 2支所(島)	衛生局改革アクションプラン(平成12年8月)に、都保健所を二次医療圏に1か所の保健所とする再編整備が盛り込まれる
16	4月、多摩地域の二次医療圏に1か所の基幹型5保健所、保健所政令市に向け地域型2保健所に再編 ・新基幹型保健所の企画調整課に企画部門の企画調整係、患者の声相談窓口、歯科保健事業部門の保健医療係を設置。 保健対策課に感染症部門の感染症対策係を設置。 8月、本庁の福祉局と健康局が統合され福祉保健局が誕生する	8保健所 4出張所(島) 2支所(島) 2センター(多摩)	保健所再編に伴い、多摩地域の2保健所に支所的機能を持つ地域センターを設置

調査票 2

【保健所の形態が、単独の組織である都道府県のみ回答をお願いいたします】

- 1 保健所組織の形態について（ヶ所数も記載願います）
 - a 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関（ 8ヶ所）
 - b 対人保健部門のみなど支所的機関（ 4ヶ所）
 - c その他： aの8保健所の内、島しょ保健所では、4つの島にそれぞれ出張所を置き、対人・対物保健サービスを実施している。（その意味では8ヶ所を12ヶ所とすべきか）
bの内、2か所は支所として島部に、2か所は地域センターとして多摩地域に設置されている。
- 2 福祉分野の出先機関の状況について
 - a 福祉事務所数（ 1ヶ所）（多摩地域）
 - b 児童相談所数（ 11ヶ所）（多摩地域及び23区を含む全都）
- 3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があった場合記入してください
（記入例：平成10年度に企画調整課が設置された）
 - H9.4. 企画調整部門として地域保健推進室を新設
 - H16.4. 地域保健推進室に代わり企画調整課を設置
生活衛生課を生活環境安全課に改称
- 4 福祉分野の出先機関との連携について
 - a 積極的に連携を図っている
 - 連携している事例（事業）を記載してください
 - （1）情報連絡（17年3月～）
保健所と児童相談所の連絡会
関係機関向け研修会の相互交流
定例会議（所長会、課長会、係長会等）への相互参加
 - （2）保健所と児童相談所の協働チームの結成（平成17年7月～）
ホットライン（係長レベル）による調整
協働チームによる取組
相互事業の検証
 - （3）児童相談所一時保護保護児童の歯科検診（平成17年7月～）
 - （4）東京都要保護児童対策地域協議会（平成17年10月予定～）
都レベルの会議（本庁所管部主催）に保健所長代表が参加
 - b 必要に応じて連携をしている
 - どんな場合に連携をしているのか記載してください
 - c ほとんど連携していない
 - 連携していない理由を記載してください

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

神奈川県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
9	保健福祉事務所を新設、支所の廃止	12保健福祉事務所 (福祉事務所があるのは7ヶ所)	二次医療圏毎にA型とB型の2ヶ所を設置し、A型に企画調整室を持たせた
10			
11			
12		11保健福祉事務所	相模原市が政令市となり保健所を設置
13			神奈川県保健医療計画策定
14			
15			
16			病院は病院企業庁に所属
17	本庁で衛生部と福祉部が統合され保健福祉部になった		
18		10保健福祉事務所	藤沢市が政令市となり保健所を設置する予定

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

新潟県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
昭和 62			新潟県地域保健医療計画策定
平成 1	保健所再編整備される	5 基幹保健所 8 一般保健所 1 5 福祉事務所	2 次保健医療圏と整合性を持たせた (1 7 保健所 1 支所だった) 1 5 福祉事務所
8	福祉保健部設置した (民生部と環境保健部を再編し福祉保健部と環境生活部になる)		
9			第 2 次新潟県地域保健医療計画策定
14	保健所、福祉センター、身体障害者更生相談所及び児童相談所・知的障害者更生相談所が統合され、健康福祉(環境)事務所が設置される 各事務所に保健と福祉の企画調整部門である企画調整課を設置した	5 健康福祉環境事務所 7 健康福祉事務所 1 地域振興局と健康福祉事務所を併置(試行) 2 福祉地区センター	1 3 保健所 1 0 福祉事務所 5 身体障害者更生相談所 5 児童相談所 5 知的障害者更生相談所
15	地域振興局の中に健康福祉環境部が設置される	1 0 地域振興局健康福祉(環境)部 3 健康福祉(環境)事務所	
18	1 健康福祉環境事務所廃止	1 2 地域振興局健康福祉(環境)部	市町村合併のため

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

富山県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 8	富山保健所を廃止	10保健所	富山市(中核市) に保健所を設置
10		9 保健所	
	保健所の再編、集約化	4 保健所(本所)	4つの二次医療圏ご とに保健所(本所) を1カ所
11	9 保健所が4本所、5支所となる		
14			
16			新富山県医療計画 策定
17	保健と福祉の連携強化を図るため、保健所 と社会福祉事務所を統合し、名称を厚生セ ンターとして設置 内部組織に福祉課を置く	4 厚生センター (本所) 福祉課設置 5 支所	新富山県医療計画

	<p>市町村合併により、富山市（中核市）の管轄区域内になり、1支所を廃止</p>	<p>4 厚生センター （本所） 4 支所</p>	<p>策定</p>
--	--	-----------------------------------	-----------

調査票 1 - 3 (保健所・福祉事務所・児童相談所の統合組織)

石川県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成	厚生部の出先機関で単独組織	8保健所	
6	金沢市(中核市)は単独組織	3保健所	
9	県8保健所が統合され、4保健所4地域センター(支所)に組織変更される。 食品衛生業務等は、保健所及び地域センターで分担して実施する。食品機動班が2チーム作られる。企画調整、試験検査等の業務は、保健所で実施する。	4保健所4地域センター(支所)、二次医療圏ごとに1保健所と1地域センターを設置とする。	・ 石川県保健所機能強化等計画(平成9年3月)に保健所の再編・機能強化が盛り込まれる。
10	金沢市(中核市)は、3保健所から1保健所(食品衛生業務、環境衛生業務、結核業務、感染症業務)、3福祉健康センターに組織変更される。	1保健所3福祉健康センター	
11	県庁の部名称変更(厚生部を健康福祉部に改称)		・ 本庁の課の再編
12	県総合事務所の設置及び保健所・福祉事務所・児童相談所が統合され、県2総合事務所、県2保健福祉センター及び4地域センター(支所)に組織変更と名称変更される。 1総合事務所(中能登総合事務所)については、総務企画部と保健福祉部で組織され、保健所業務、福祉事務所業務、児童相談所の相談業務は、保健福祉部で実施される。 1総合事務所(奥能登総合事務所)については、上記組織に同じだが、保健福祉部の児童相談所の相談業務については、軽易な相談業務を取り扱う。 1保健福祉センター(石川中央保健福祉センター)については、保健部と福祉相談部に組織され保健部については、保健所業務が実施され、福祉相談部については、福祉事務所業務、児童相談所業務、知的障害者更正相談業務、身体障害者更正相談業務、女性相談業務が実施される。 1保健福祉センター(南加賀保健福祉センター)については、保健所業務、福祉事務所業務及び児童相談所の相談業務を取り扱う。	2総合事務所、2保健福祉センター、4地域センター(支所)	・ 保健所、福祉事務所児童相談所の総合化による保健福祉の拠点づくり ・ 県事務所の総合事務所化(2総合事務所の新設)
16-			市町村合併
17			41 20(10市10町) *H17.10.1現在

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

福井県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 9	以前からあった8保健所のうち、2保健所が支所となり、6保健所体制となる。	6保健所 5社会福祉事務所	
11	本庁主管部の名称が、厚生部から福祉環境部と変更される。部の出先機関として県内6つの保健所2支所と、管轄範囲が異なる5つ福祉事務所が設置された。		(4つの二次医療圏があり、それぞれ1~2のセンターが配置)
12	健康福祉センター設置(保健所と福祉事務所との統合、保健所は健康福祉センターとなる。) ・各センターに保健と福祉の企画調整部門、及び市町村支援部門である地域支援室設置。 ・このうち、2センターで、福祉保健部と環境衛生部の部制をとる。福祉保健部では、福祉課、健康増進課、保健指導課(1つのセンターのみ)、環境衛生部では生活衛生課、環境廃棄物対策課からなる。 ・他の4センターは、福祉課、健康増進課、環境衛生課からなる。環境廃棄物行政等を充実強化。	6健康福祉センター	
12			
15			4次福井県保健医療計画策定
17			年度末までの市町村数 35市町村 17市町

調査票 1 - 4 (地方振興局)

山梨県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 12 年度 まで	福祉保健部の出先機関で単独組織	8 保健所 (県立のみ)	県庁に福祉保健部を設置 (福祉保健総務課が保健所 所掌) 市町村数 64
13	<p>県の出先機関(地方振興事務所・福祉事務所・保健所・林務事務所・農業改良普及センター・土地改良事務所・土木事務所)を統合し、5地域振興局を設置</p> <p>そのうち、福祉事務所と保健所を統合した5健康福祉部(保健所併置)を設置し、この出先機関として3保健所を設置</p> <p>健康福祉部(保健所)の組織は、保健福祉企画課、長寿健康課、家庭福祉課、障害福祉課、衛生課、健康支援課(甲府保健所のみ試験検査担当の検査課設置)が6課で編成し、保健所は、総務課(日下部保健所は、課ではなく総務スタッフのみ)衛生課、地域保健課、保健指導課の4課で編成</p>	8 保健所 (健康福祉部に併置)	<p>保健所長は、健康福祉部副部長</p> <p>健康福祉部(保健所)職員は、部長と児童家庭課職員を除いた職員を保健所との兼務発令</p> <p>保健所の環境関係業務は、林務環境部に移管</p>
14	精神保健福祉法の改正により業務の一部が市町村に移管		
15			県内第1号の市町村合併
16	福祉関係の業務量の減少や市町村合併に伴う所管区域の変更等により、健康福祉部(保健所)の障害福祉課と家庭福祉課の2課を1課(障害・家庭福祉課)に統合		県内では、市町村合併が順次進行
17			市町村数(H17年度末予定) 6429
18	地方分権の進展や市町村合併の進行等により、県の行政区域や組織等の見直しにより、これまでの行政区域を5から4に、また、H13年度に設置した地方振興局を廃止、健康福祉部(保健所)は、単独の出先機関(4保健福祉事務所+1支所)として再配置	4 保健所 1 支所 (保健福祉事務所に併置)	二次医療圏域は、県の行政区域に合わせて、これまでの8医療圏域から4医療圏域とする

調査票 1 - 1 (保健所単独組織)

長野県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
昭和2			
2	保健福祉部の出先機関で単独組織	16保健所	保健所法公布施行
24	1保健所設置 1支所設置	17保健所	
41		17保健所1支所	
53	1保健所を支所とする	16保健所2支所 16保健所1支所	
61	1支所廃止	10保健所6支所	
平成9	5保健所を支所とする	県：10保健所6支所 市：1保健所	地域保健法施行に伴い 保健所管轄区域の見直し
11	中核市保健所を設置		長野市が中核市として保健所設置

調査票 2

【保健所の形態が、単独の組織である都道府県のみ回答をお願いいたします】

- 1 保健所組織の形態について（ヶ所数も記載願います）
 - a 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関（ 10 所）
 - b 対人保健部門のみなど支所的機関（ 6 ヶ所）
 - c その他

- 2 福祉分野の出先機関の状況について
 - a 福祉事務所数（10 所）
 - b 児童相談所数（ 5 ヶ所）

- 3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があった場合記入してください
（記入例：平成 10 年度に企画調整課が設置された）

- 4 福祉分野の出先機関との連携について
 - a 積極的に連携を図っている
連携している事例（事業）を記載してください
 - ・精神障害者退院促進事業
 - ・精神障害、難病、虐待等個別事案の対応
 - ・障害者圏域協議会への参加

 - b 必要に応じて連携をしている
どんな場合に連携をしているのか記載してください

 - c ほとんど連携していない
連携していない理由を記載してください

調査票 1-1 (保健所単独組織)

岐阜県保健所長会

年度	組織体制	加所数	関連事項
平成 10	衛生環境部の出先機関で 単独組織	11保健所	
11	健康福祉環境部の出先機関で単独 組織	〃	本庁の組織再編で衛生環境部から 健康福祉環境部へ
12	出先機関の組織再編により5つの 圏域の地域振興局傘下の現地機関 として整備された。2保健所につ いては、圏域計画等の企画調整的 事務及び試験検査業務が地域保健 所に移され、4センターは地域保 健所の支所的役割として置かれた 。 また、5つの保健所の副所長制が 廃止された。 (保健所組織) 地域保健所(3課6担当) ・管理課(企画調整課) 管理調整、企画調整、 ・生活衛生課 生活衛生、試験検査、 ・健康増進課 保健予防、保健指導 保健所(2課3担当) ・生活衛生課 生活衛生 ・健康増進課 保健予防、保健指導 センター(1課2担当) ・衛生健康課 生活衛生、健康増進	5 地域保健所 2 保健所 4 センター	従来保健所業務であった公害及び廃 棄物等の環境業務は、地域振興局環 境課に事務移譲された。
18	現地機関の組織改正予定 (詳細は未定)		

調査票 2

【保健所の形態が、単独の組織である都道府県のみ回答をお願いいたします】

- 1 保健所組織の形態について(ヶ所数も記載願います)
 - a 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関(7ヶ所)

- b 対人保健部門のみなど支所的機関（４ヶ所）
- c その他

2 福祉分野の出先機関の状況について

- a 福祉事務所数（ 6ヶ所）
- b 児童相談所数（ 5ヶ所）

3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があった場合記入してください
（記入例：平成 10 年度に企画調整課が設置された）

平成 1 2 年度に 5 地域保健所、2 保健所、4 センターに組織再編整備された。
（ 詳細は調査表 1 - 1 のとおり）

4 福祉分野の出先機関との連携について

- a 積極的に連携を図っている

連携している事例（事業）を記載してください
地域リハビリテーション推進事業

- b 必要に応じて連携をしている

どんな場合に連携をしているのか記載してください

「ヘルスプラン 2 1」の健康づくり事業、老人保健事業、精神保健事業等において
連携を心掛けている。

- c ほとんど連携していない

連携していない理由を記載してください

調査票 1 - 3 (保健所・福祉事務所・児童相談所の統合組織)

静岡県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
8	保健衛生部の出先機関で単独組織 政令市保健所（静岡市・浜松市）	15 保健所 （4支所） 2 保健所	
9	健康福祉部新設（保健衛生部と民生部との再編）保健所組織は変更なし	同上	
10	15 保健所 4支所、4 民生事務所 1支所を廃止し、10 健康福祉センター 4支所 1 駐在及びここと体の相談センターに統合。 4 児童相談所をセンターに設置。（伊豆・東部・西部児相は各健康福祉センター、中央児相はここと体の相談センターに併設）	10 センター （10保健所） （4支所） 4 児童相談所 2 保健所（政令市）	
11			
12			
13			
14			
15	1 センターを廃止し、駐在に変更。	9 センター （9 保健所） （4支所） 4 児童相談所 2 保健所（政令市）	
16			
17	2センターを他の1センターに統合。 2支所を廃止し、駐在に変更。 ここと体の相談センターをこども家庭相談センターに改組。（中央児相併設）	7センター （7 保健所） （2支所） 4 児童相談所 2 保健所（政令市）	市町村数： 74 42（予定） 2次保健医療圏数：8

調査票 1 - 4 (県地方事務所)

愛知県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 ~ 8	県庁に衛生部（総務課が保健所所掌） 衛生部の地方機関で単独組織	26保健所 1支所 1分室 (県立のみ)	
9	老人保健福祉圏を基本に保健所管轄区域の見直し	19保健所 5支所	
10		18保健所 6支所	豊田市が中核市に移行
11		17保健所 5支所	豊橋市が中核市に移行
12	愛知県部制条例の一部改正により、衛生部と民生部が統合され健康福祉部となる（本庁組織の再編）（医療福祉計画課が保健所所掌）		
14	愛知県行政機関設置条例及び愛知県行政組織規則の一部改正により、保健所、児童相談所（児童・障害者相談センター）が県地方事務所の一部に編入するとともに、保健所の環境保全部門が県地方事務所に移行（地方組織の再編） 平成12年3月公示の県保健医療計画の見直しに伴い、所管区域を見直し (医療圏 = 老人保健福祉圏)	14保健所 9支所	
15		13保健所 9支所 1駐在	岡崎市が中核市に移行
16	試験検査課の業務を県内4ヶ所の保健所に統合		
17		12保健所 9支所 1駐在	豊田市（中核市）・東西加茂郡が市町村合併

調査票 1 - 4 (地方振興局)

三重県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成	健康福祉部の地方機関で単独組織	11保健所	市町村数69
8	県庁は、平成6年度に保健環境部から健康福祉部に移行。(保健と福祉の組織統合、環境は独立して環境部に) 健康福祉政策課が保健所所掌	(県立のみ)	
9	平成9年3月「保健所機能強化・再編計画」により平成9年4月から久居、志摩保健所が支所になる。試験検査課の業務を11カ所から4カ所に集約(四日市、津、伊勢、尾鷲保健所)	9保健所2支所	平成9年11月新しい総合計画「三重のくにつくり宣言」を策定
10	県の行政組織の再編整備により7県民局を設置(各県民局は企画調整、県税、生活環境森林、保健環境、農林商工、建設、下水道部で構成: 県民局の規模により異動あり) 保健所、福祉事務所、児童相談所を統合し9保健福祉部2支所体制となる。同時に環境業務が分離され、また課を廃しグループ制となる。職員は保健福祉部職員で、職務により保健所、福祉事務所、児童相談所兼務となる。県の行政組織上は保健所長は保健監と位置づけられ、部長兼保健監兼保健所長(5人)、保健監兼保健所長(4人)、保健所長すべてが部長職ではない。	9保健福祉部2支所 (9保健所、7福祉事務所、5児童相談所併置)	三重県保健医療計画第二次改訂(12月)
12			健康づくり計画「ヘルシーピープルみえ21」策定
13	支所が廃止され、9保健福祉部(志摩駐在)	9保健福祉部(9保健所、7福祉事務所5児童相談所併置)	
14	保健福祉部にもチーム制及びマネージャー制が導入される。企画総務チーム、保健衛生チーム、福祉相談チーム、児童相談チーム 保健衛生チームマネージャー兼保健所長		
15			三重県保健医療計画第三次改訂
16	保健福祉部にも室制、室長制度が導入される 企画総務室、保健衛生室、福祉相談室、児童相談室 保健衛生室長兼保健所長		市町村数69から44へ
17	児童相談所が県民局体制からはずれる。5児童相談所を統括する三重県児童相談センター設置。保健福祉部は保健所、福祉事務所の統合組織となる。	9保健福祉部(9保健所、7福祉事務所)	平成11月市町村数は41、平成18年1月市町村数は32へ
18	県民局制度廃止決定。地域単独期間として保健福祉事務所設置へ。		

調査票 3

【平成17年度に組織の改正があった都道府県のみご記入ください。また、新たな組織体制がわかるような図表の添付もお願いいたします】

1 新たな組織についてお聞きします。以下の質問にお答えください。

- 1 組織の形態について
 - a 保健所単独
 - b 福祉事務所との統合
 - c 福祉事務所と児童相談所との統合
 - d 地方振興局・地方局
 - e c、dの複合型
 - f その他

- 2 保健所の箇所数
保健所数 (9ヶ所) 支所数 (0ヶ所)

II 統合組織の場合、以下の質問にお答えください。組織形態等が事務所によって異なる場合もあるので、()内に箇所数を記入してください。

- 3 庁舎の形態について
 - a 同一庁舎 (9ヶ所)
 - b 別庁舎 ()ヶ所
 - c 一部別庁舎 ()ヶ所
- 4 保健所長の統合組織における位置づけについて
 - a 統合機関の所長 (5ヶ所) (保健福祉部長)
 - b 統合機関の副所長 ()ヶ所
 - c 統合機関の保健環境分野の長(部長) ()ヶ所
 - d その他(保健衛生室長) (4ヶ所)
- 5 統合組織のうち、保健と福祉分野が統合してできた課あるいはグループがありますか。
()なし()課(グループ)
- 6 保健と福祉が協働で行っている事業を実施していますか。
 - a 実施している
事業名等

b 実施していない

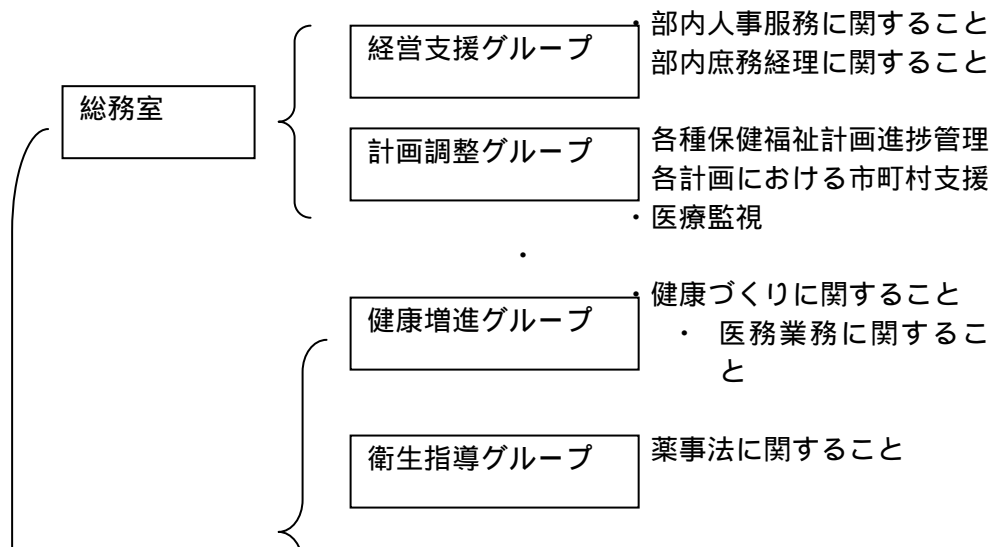
7 市町村合併が進み、町村数が少なくなった(あるいはなくなった)ために、福祉事務所の機能を市に移管し(する予定があり)、統合組織内に福祉事務所の組織がなくなる事務所についてお答えください。

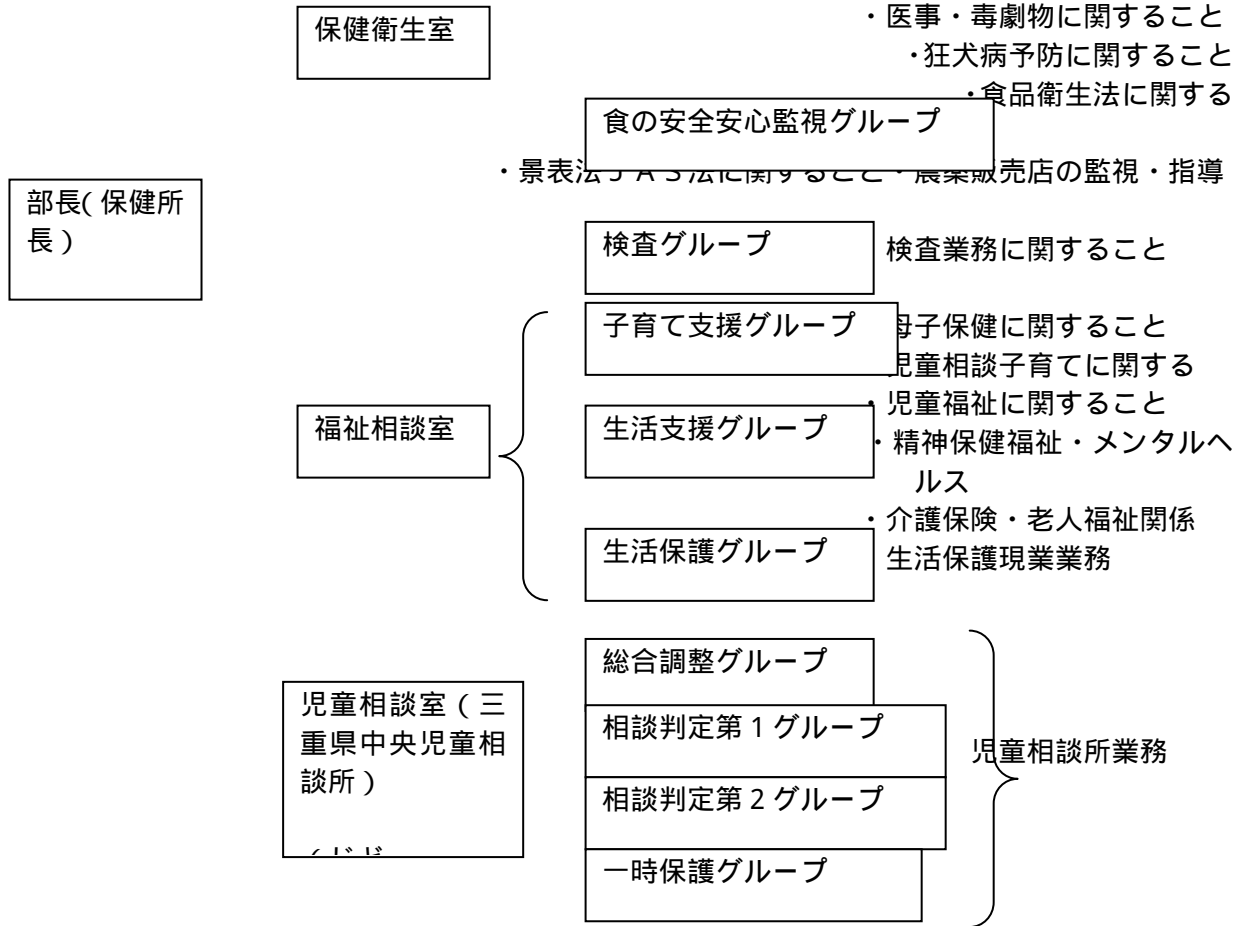
県として行うべき福祉事務は残っていますが、統合組織内に福祉事務所に相当する組織部分が廃止となった事務所

- a ある
上記の事務所数 ()ヶ所
平成17年末時点で、福祉事務所を持たない統合組織 ()ヶ所
- b なし(1保健福祉部は管轄が2市となったが便宜上福祉事務所を併置している)

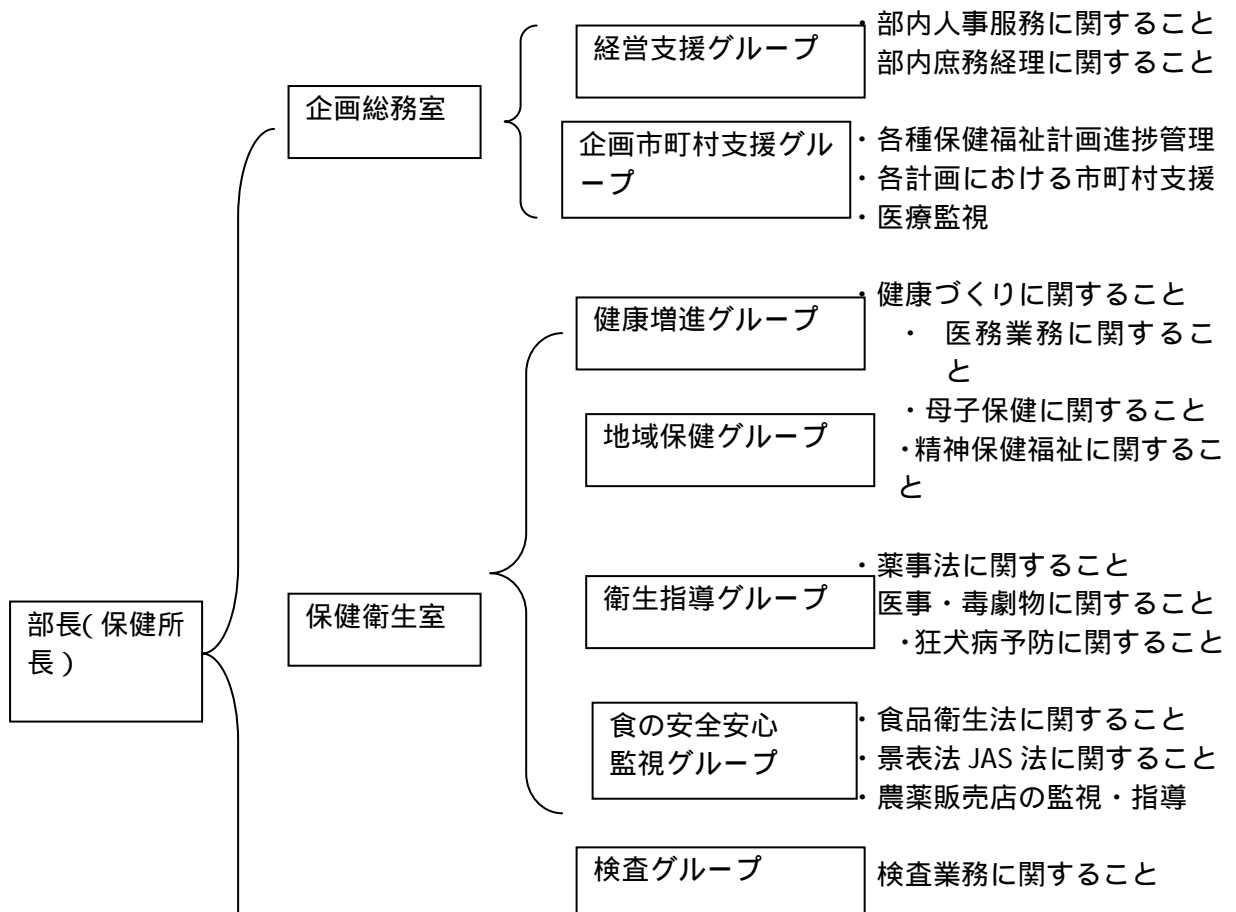
《平成17年度の組織変更》

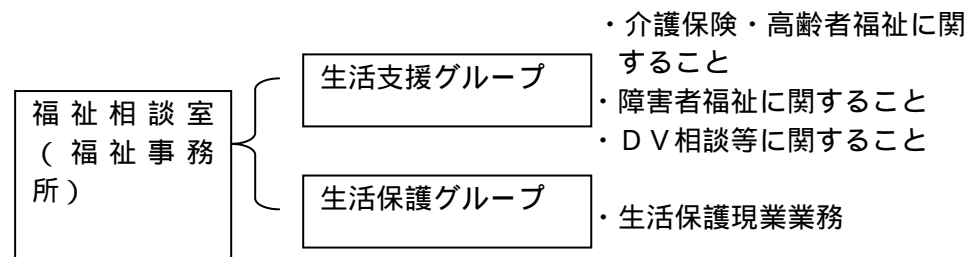
平成16年度組織図





平成17年度の組織図





1. 平成17年度の組織改正のポイント

1) 県民局体制から児童相談所を分離したこと

2) 平成16年までは保健機能と福祉機能を混在させてグループ編成(生活支援グループ)させていたが、決済権限の複雑化、人材育成の観点から、保健所機能(保健衛生室)と福祉事務所機能(福祉相談室)を分けたこと

旧来生活支援グループで実施していた、精神保健福祉業務、母子保健業務は保健衛生室の地域保健グループで担うこととなった。

* この組織形態は、県庁所在地にあり最も大きい規模の津保健福祉部のものであり他の保健福祉部では若干の違いがある。

調査票 3

【平成 17 年度に組織の改正があった都道府県のみご記入ください。また、新たな組織体制がわかるような図表の添付もお願いいたします】

I 新たな組織についてお聞きします。以下の質問にお答えください。

- 1 組織の形態について
- a 保健所単独
 - b 福祉事務所との統合
 - c 福祉事務所と児童相談所との統合

d 地方振興局・地方局

e c、dの複合型

f その他

2 保健所の箇所数

保健所数 (9ヶ所) 支所数 (0ヶ所)

II 統合組織の場合、以下の質問にお答えください。組織形態等が事務所によって異なる場合もあるので、()内に箇所数を記入してください。

3 庁舎の形態について

a 同一庁舎 (9ヶ所)

b 別庁舎 (ヶ所)

c 一部別庁舎 (ヶ所)

4 保健所長の統合組織における位置づけについて

a 統合機関の所長 (5ヶ所) (保健福祉部長)

b 統合機関の副所長 (ヶ所)

c 統合機関の保健環境分野の長(部長) (ヶ所)

d その他(保健衛生室長) (4ヶ所)

5 統合組織のうち、保健と福祉分野が統合してできた課あるいはグループがありますか。

(なし)課(グループ)

6 保健と福祉が協働で行っている事業を実施していますか。

a 実施している

事業名等

b 実施していない

7 市町村合併が進み、町村数が少なくなった(あるいはなくなった)ために、福祉事務所の機能を市に移管し(する予定があり)、統合組織内に福祉事務所の組織がなくなる事務所についてお答えください。

県として行うべき福祉事務は残っていますが、統合組織内に福祉事務所に相当する組織部分が廃止となった事務所

a ある

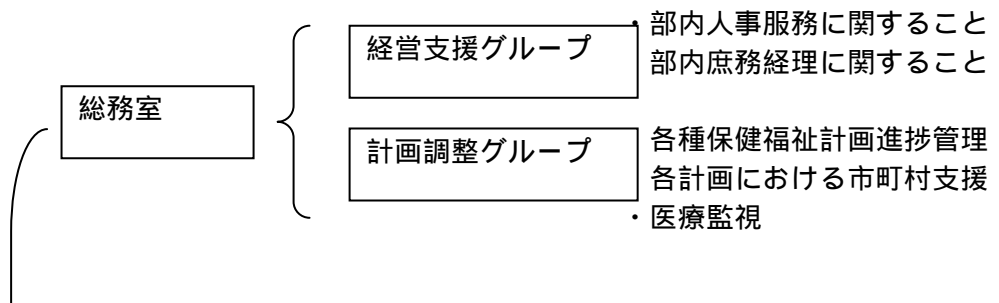
上記の事務所数 (ヶ所)

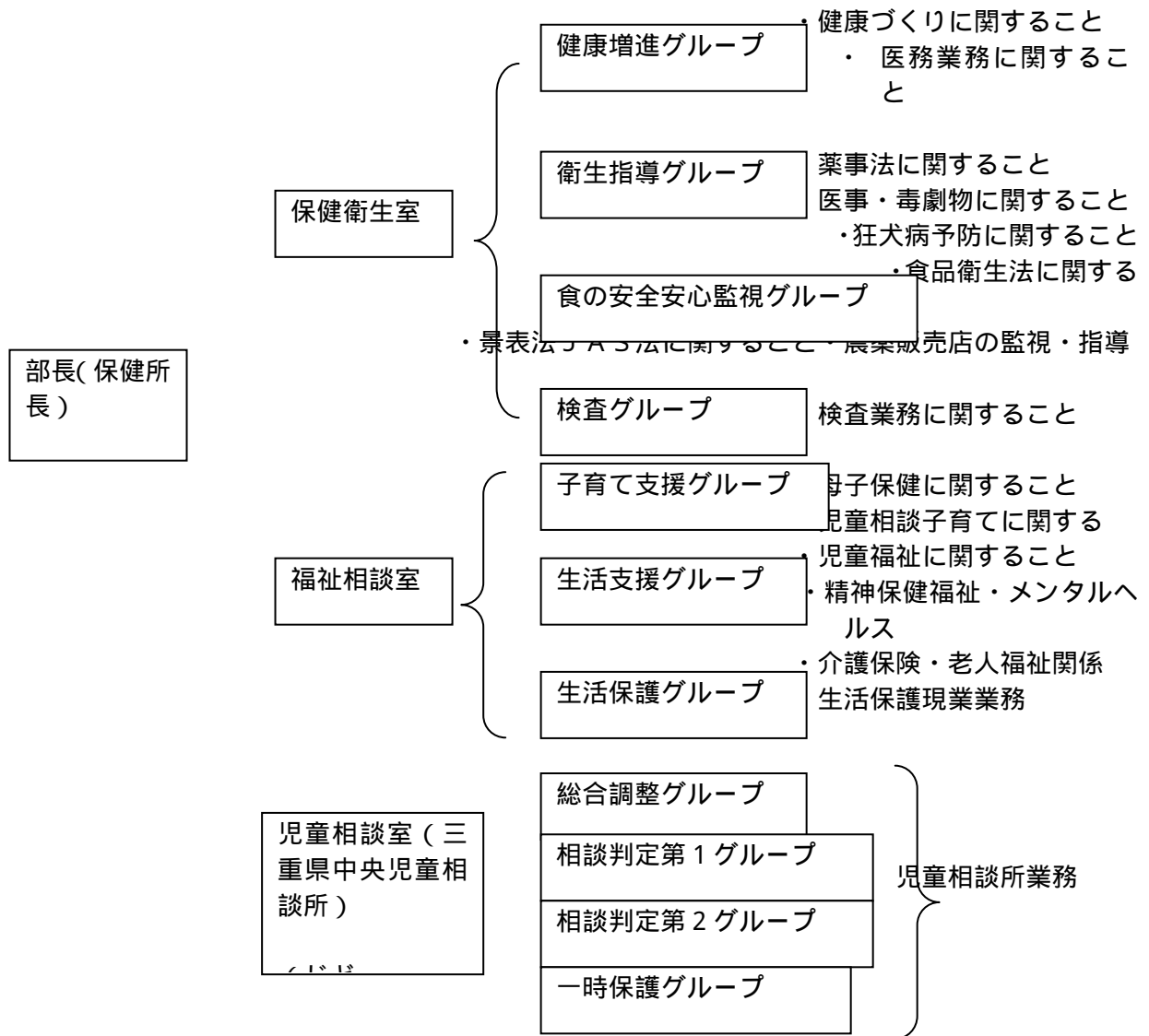
平成 17 年末時点で、福祉事務所を持たない統合組織 (ヶ所)

b なし(1保健福祉部は管轄が2市となったが便宜上福祉事務所を併置している)

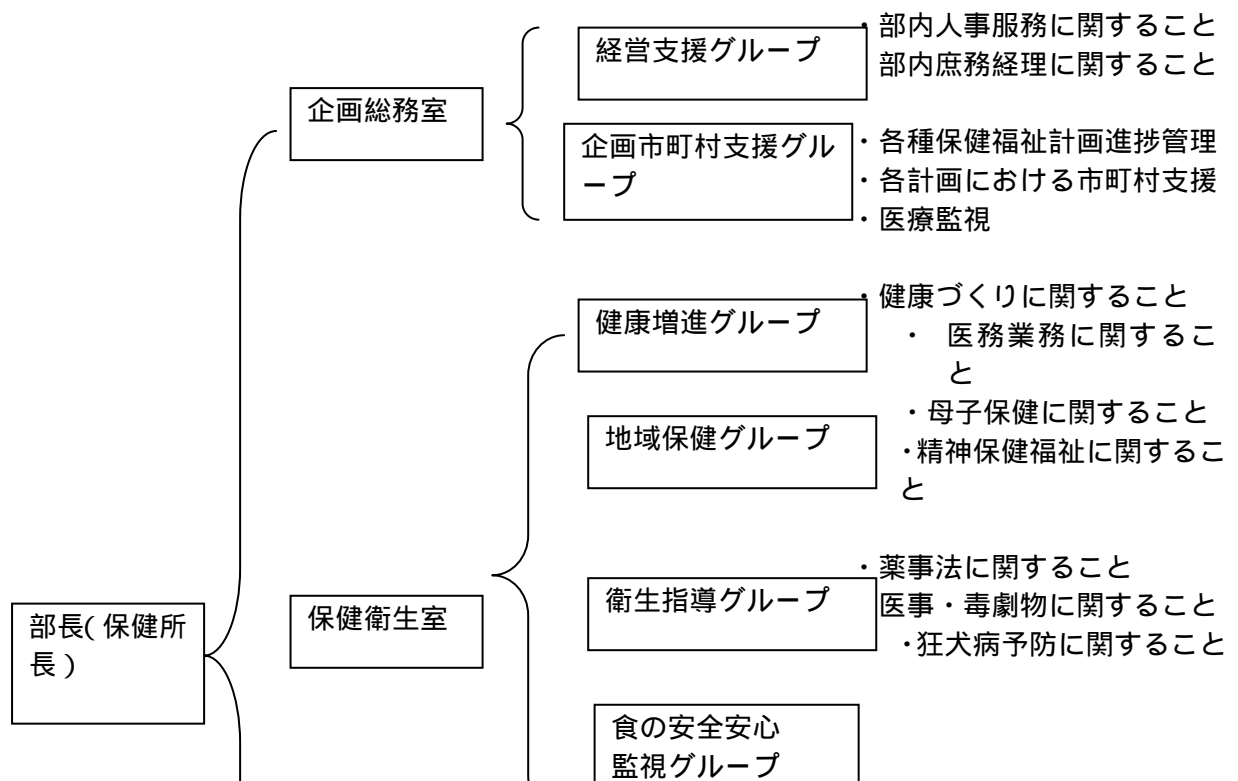
《平成 17 年度の組織変更》

平成 16 年度組織図





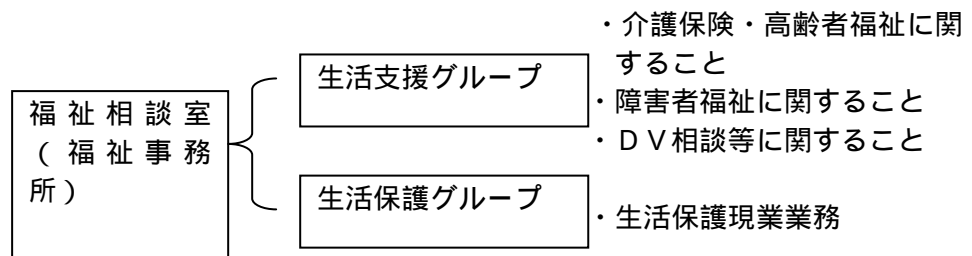
平成17年度の組織図



- ・食品衛生法に関すること
- ・景表法 JAS 法に関すること
- ・農薬販売店の監視・指導

検査グループ

検査業務に関すること



2. 平成17年度の組織改正のポイント

3) 県民局体制から児童相談所を分離したこと

4) 平成16年までは保健機能と福祉機能を混在させてグループ編成(生活支援グループ)させていたが、決済権限の複雑化、人材育成の観点から、保健所機能(保健衛生室)と福祉事務所機能(福祉相談室)を分けたこと

旧来生活支援グループで実施していた、精神保健福祉業務、母子保健業務は保健衛生室の地域保健グループで担うこととなった。

* この組織形態は、県庁所在地にあり最も大きい規模の津保健福祉部のものであり他の保健福祉部では若干の違いがある。

調査票 1 - 4 (地方振興局)

滋賀県保健所長会

年度	組 織 体 制	カ所数	関連事項
平成 ~9	県庁に健康福祉部を設置(健康福祉政策課が保健所所掌) 保健所は 健康福祉部の地方機関で単独組織	9保健所 (県立のみ)	市町村数50
10	保健所と福祉事務所を統合し、健康福祉センターを設置 センター長は県事務所長(大津健康福祉センターのみ医師)が兼務。保健所長は副所長。 職員は、旧保健所職員のみ保健所を兼務	7保健所2支 所	
13	県の行政組織の再編整備により県内に6ヶ所の地域振興局を設置(総務振興、地域健康福祉、環境農政、建設管理の各部で構成)。健康福祉センターは地域健康福祉部(保健所)となる。大津圏域のみ県直轄のため大津健康福祉センターとする。 地域健康福祉部長は原則として保健所長とする。 地域健康福祉部職員全員が保健所職員を兼務。グループ制を導入し、係をグループとする。	7保健所2支 所	
17	試験検査業務を健康科学センター(地方衛生研究所)に移管		

調査票 1 - 4 (地方振興局)

京都府保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 ~11	保健福祉部の地方機関で単独組織	12 保健所	
(7)	本庁の部再編 保健福祉部の新設（保健環境部と福祉部が統合。 環境部門は、新設された企画環境部に移管） 保健所の所管は「保健福祉総務課」		
12	保健所と福祉事務所の統合化（地方振興局型） ・社会福祉事務所（地方振興局健康福祉課）業務が保健所に移管・統合。新組織は地方振興局の内部組織として位置付け。 ・統合に伴い、庶務、出納業務は地方振興局の総務課に移管。 ・統合後も社会福祉事務所長の権限は地方振興局長に付与。 名称は「保健所」を変更せず。 組織上の名称は「地方振興局健康福祉部」	12 保健所	
13			「京都府新しい行政推進懇話会」提言（13年度）
16	地方振興局の再編 12地方振興局 4 広域振興局体制に。 ・保健所については、人口、生活圏域等を勘案し 12保健所を 7 保健所 1 支所に再編。 ・保健所にフラット・グループ制を導入。従来の 3 課体制から 4 室体制へ移行。 （本庁の保健福祉部もフラット・グループ制を導入。保健所所管は「保健福祉総務室」に改称） ・現地での即応性を高めるため、本庁から保健所に大幅に権限を委譲。 ・試験検査機能を 3 拠点保健所に集約し、併せて検査の高度化を図る。 名称は「保健所」を変更せず。組織上の名称は「広域振興局健康福祉部 保健所」	7 保健所 1 支所	・地方振興局の所管エリアが狭く職員配置が非効率 再編が必要 「京都府行財政改革指針」策定（15年度） ・上記提言を受け、府政改革の全体像、改革手段等を示す。
17	市町村合併により 1 支所廃止 支所の所管エリアが政令市（京都市）に編入。	7 保健所	府内市町村数変遷 12市31町 1 村 14市15町 1 村 (18.4.1での予定)

調査票 1 - 1 (保健所単独組織)

大阪府保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
7	環境保健部の出先機関で単独組織	2 2 保健所 7 支所	
12	7 保健所を支所とし 1 5 保健所 1 4 支所体制に統合。保健所総務課と保健福祉推進室を統合し、企画調整課を設置。 県庁組織改編により環境保健部から健康福祉部へ	1 5 保健所 1 4 支所	
15		1 4 保健所 1 4 支所	高槻市が中核市に移行
16	支所廃止	1 4 保健所	市町村数 4 4 4 3 (平成17年2月1日)

調査票 2
大阪府保健所

【保健所の形態が、単独の組織である都道府県のみ回答をお願いいたします】

- 1 保健所組織の形態について（ヶ所数も記載願います）
 - a 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関（ 1 4 ヶ所）
 - b 対人保健部門のみなど支所的機関（ ヶ所）
 - c その他
- 2 福祉分野の出先機関の状況について
 - a 福祉事務所数（ 3 ヶ所）3 箇所とも児童相談所の中に併設
 - b 児童相談所数（ 7 ヶ所）
- 3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があった場合記入してください
（記入例：平成 10 年度に企画調整課が設置された）

平成 1 2 年度に保健所総務課と保健福祉推進室を統合し、企画調整課を設置

- 4 福祉分野の出先機関との連携について
 - a 積極的に連携を図っている
連携している事例（事業）を記載してください
 - b 必要に応じて連携をしている
どんな場合に連携をしているのか記載してください
児童虐待
 - c ほとんど連携していない
連携していない理由を記載してください

調査票 1 - 4 (地方振興局)

兵庫県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
～平成 1 2	兵庫県県民生活部の地方機関で単独組織 (県立のみ)	2 9 保健所 (指定・中核・政 令市を含む)	
平成 1 2	兵庫県西宮保健所が政令市保健所となっ た	2 9 保健所 (指定・中核・政 令市を含む)	
平成 1 3 年	保健所と福祉事務所を統合し、名称を健 康福祉事務所とするとともに、県民局の 内部機関として保健所が位置づけられた 。 また同時に保健所の機能の一部が集約さ れ、公害(環境) 業務が別組織となった 。(県立のみ)	2 9 保健所 (指定・中核・政 令市を含む)	
平成 1 7 年	業務をさらに集約し、地域保健法上の保 健所を 1 3 (県立のみ) に集約し、その他 の健康福祉事務所を保健事務所(支所扱 い) とした。	1 7 保健所 (指定・中核・政 令市を含む)	

調査票3

【平成17年度に組織の改正があった都道府県のみご記入ください。また、新たな組織体制がわかるような図表の添付もお願いいたします】

I 新たな組織についてお聞きします。以下の質問にお答えください。

1 組織の形態について

- a 保健所単独
- b 福祉事務所との統合
- c 福祉事務所と児童相談所との統合
- d 地方振興局・地方局
- e c、dの複合型
- f その他（業務集約により前年度まで29の事務所（指定・中核。政令を含む）があったが、17に減らし、支所化した。）

2 保健所の箇所数

保健所数（17ヶ所） 支所数（12ヶ所）

II 統合組織の場合、以下の質問にお答えください。組織形態等が事務所によって異なる場合もあるので、（ ）内に箇所数を記入してください。

3 庁舎の形態について

- a 同一庁舎（4ヶ所）
- b 別庁舎（6ヶ所）
- c 一部別庁舎（3ヶ所）

4 保健所長の統合組織における位置づけについて

- a 統合機関の所長（13ヶ所）
- b 統合機関の副所長（ヶ所）
- c 統合機関の保健環境分野の長(部長)（ヶ所）
- d その他（ ）（ヶ所）

5 統合組織のうち、保健と福祉分野が統合してできた課あるいはグループがありますか。
（監査指導課、企画調整、業務調整担当）

6 保健と福祉が協働で行っている事業を実施していますか。

- a 実施している
事業名等 - 医療および福祉施設の立ち入り調査、地域における保健医療福祉の推進のための協議会の運営
- b 実施していない

7 市町村合併が進み、町村数が少なくなった（あるいはなくなった）ために、福祉事務所の機能を市に移管し（する予定があり）、統合組織内に福祉事務所の組織がなくなる事務所についてお答えください。

県として行うべき福祉事務は残っていますが、統合組織内に福祉事務所に相当する組織部分が廃止となった事務所

- a ある
上記の事務所数（ヶ所）
平成17年末時点で、福祉事務所を持たない統合組織（5ヶ所）
- b なし

調査票 1 - 1 (保健所単独組織)

奈良県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
8	単独組織	6 保健所	
9	本庁組織改編により保健環境部から福祉部健康局へ保健婦係が廃止され地区担当制から業務担当制に組織改編		
10	福祉との統合について、保健所組織のあり方について検討されるが、ならず		
12	検査係の統廃合(2所に検査係)		廃棄物監視センター
13	奈良市中核市移行 検査係を検査課として1所に集中	5 県保健所 奈良市保健所	二次医療圏を3から4に見直し
14	1所に食品生活安全課を配置 人員削減に伴い、健康増進課の系の統合等 本庁、健康局を健康安全局へ		
15	1所に難病支援相談センターを配置		
17			

調査票2

【保健所の形態が、単独の組織である都道府県のみ回答をお願いいたします】

- 1 保健所組織の形態について（ヶ所数も記載願います）
 - a 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関（ 6ヶ所）内1ヶ所は奈良市
 - b 対人保健部門のみなど支所的機関（ ヶ所）
 - c その他

- 2 福祉分野の出先機関の状況について
 - a 福祉事務所数（ 3 ヶ所）
 - b 児童相談所数（ 2 ヶ所）

- 3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があった場合記入してください
（記入例：平成10年度に企画調整課が設置された）

平成9～ 保健婦1係2系の地区担当性から業務担当性
業務係は人員削減のなかで見なおしをされている。

現在 総務課 衛生課 健康増進課（感染症係、精神保健係 健康増進係、母子難病係
係
小規模保健所では、感染症、健康増進、精神難病の各係）

- 4 福祉分野の出先機関との連携について
 - a 積極的に連携を図っている
連携している事例（事業）を記載してください

 - b 必要に応じて連携をしている
どんな場合に連携をしているのか記載してください
ケースを通じた連携のみ

 - c ほとんど連携していない
連携していない理由を記載してください

調査票 1 - 4 (地方振興局)

和歌山県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
昭和 14 ~ 23 年	8 カ年計画で 8 保健所の設置を開始 業務として、結核、乳幼児検診、保健指導 を実施	8 保健所	医務課が主管課 (主管課にいつなったかは 不明)
昭和 22 年 ~	衛生行政業務が警察から移管		
平成 9 年	地域保健法の施行に伴う機構改革により 「保健予防課」、「保健指導課」を「健康 増進課」「保健対策課」に、「衛生課」を 「環境衛生課」に改変した		
平成 10 年	県の行政組織の再編成により、県内 7 箇所 に地方機関として総合庁舎形式の振興局 制度を開始 (県民行政部、健康福祉部、農 林水産振興部、建設部の 4 部で構成) 局内の健康福祉部内に、福祉事務所と保健 所を設置		
平成 12 年	県の組織改正により福祉事務所が無くな り、健康福祉部職員が、保健所職員を兼務 することになり、総務課、生活福祉課、健 康推進課、衛生環境課の 4 課 9 係体制とな った。 また、古座保健所が古座支所となった	7 保健所 1 支所	福祉保健総務課が主管課と なった
平成 14 年	課長補佐、係制度を廃止し、グループ制が 導入された		

調査票1(保健所・福祉事務所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所の統合組織)

鳥取県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
6	福祉保健部新設(衛生環境部と民生部との再編) 保健所は福祉保健部の出先機関となる	5保健所 3福祉事務所(県型)	3つの二次医療圏 (以下、不変)
7	健康福祉センター設置(保健所と福祉事務所との統合) 保健と福祉の企画調整部門である企画調整担当の設置	3センター (5保健所) (3福祉事務所)	統合型3
9	保健所の再編で2つを支所化 (郡家と根雨が支所になる)	3センター (3保健所2支所) (3福祉事務所2分室)	統合型3
13	日野総合事務所福祉保健局の設置に伴い、根雨支所が総合事務所の内部組織となる	3センター、1福祉保健局 (3保健所2支所) (4福祉事務所1分室)	12年10月6日鳥取県西部地震発生。地域支援の強化のため総合事務所の設置 統合型3、振興局型1
14	根雨支所が日野保健所に昇格(日野総合事務所福祉保健局)	3センター、1福祉保健局 (4保健所1支所) (4福祉事務所1分室)	統合型3、振興局型1
15	(4月)衛生環境研究所の開設に伴い、保健所の検査部門の集中化にて、保健所の検査部門の廃止 (7月)健康福祉センターの改変で福祉保健局の設置。(保健所と福祉事務所と身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合組織)(倉吉は総合事務所の内部組織となる) 企画調整担当の廃止	4福祉保健局 (4保健所1支所) (4福祉事務所1分室) (3相談所×2)	統合型2、振興局型2
17	米子が総合事務所の内部組織になる。 郡家支所を廃止し、鳥取保健所に統合。	4福祉保健局 (4保健所) (4福祉事務所) (3相談所×2)	統合型1、振興局型3

調査票3

【平成17年度に組織の改正があった都道府県のみご記入ください。また、新たな組織体制がわかるような図表の添付もお願いいたします】

1 新たな組織についてお聞きします。以下の質問にお答えください。

1 組織の形態について

e c、dの複合型（身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所も統合されている）

2 保健所の箇所数

保健所数（ 4ヶ所 ） 支所数（ 0ヶ所 ）

11 統合組織の場合、以下の質問にお答えください。組織形態等が事務所によって異なる場合もあるので、()内に箇所数を記入してください。

3 庁舎の形態について

a 同一庁舎（ 4ヶ所 ）

4 保健所長の統合組織における位置づけについて

a 統合機関の所長（ 0ヶ所 ）

b 統合機関の副所長（ 統合型の1ヶ所 ）

c 統合機関の保健環境分野の長(部長)（ 0ヶ所 ）

d その他（ 振興局型の内部組織の副局長2、同内部組織の課長1 ）

5 統合組織のうち、保健と福祉分野が統合してできた課あるいはグループがありますか。

（2箇所（鳥取米子）の統合組織に障害者福祉課。1箇所（倉吉）に福祉支援課障害者支援係。）

6 保健と福祉が協働で行っている事業を実施していますか。

a 実施している

事業名等 福祉施設（高齢者施設、保育所）の指導監査

7 市町村合併が進み、町村数が少なくなった（あるいはなくなった）ために、福祉事務所の機能を市に移管し（する予定があり）、統合組織内に福祉事務所の組織がなくなる事務所についてお答えください。

県として行うべき福祉事務は残っていますが、統合組織内に福祉事務所に相当する組織部分が廃止となった事務所

b なし

調査票 1 - 1 (保健所単独組織)

島根県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 5	本庁環境保健部と福祉部が統合され健康福祉部へ。環境保全部門が外に出て環境生活部となる。出先の保健所は変わらず。	10 保健所	県新行政システム検討 会報告
6	保健所と福祉事務所が組織統合され「健康福祉センター」となる。これにより2次医療圏ごとの7つの健康福祉センターであるが内容は10の保健所と7の福祉事務所となる。 所内組織として保健福祉推進室がつくられる。	10 保健所	
10	7つの健康福祉センターは同じであるが、3センターで2保健所を持っていたのがそれぞれ支所となる。これにより3保健所を支所とし7保健所3支所体制になる。 保健師活動が業務担当性となる。 推進室が廃止され、企画情報課となる。 検査室が集中化され3保健所が検査課をもつ。 衛生機動班を3保健所に設置。食品衛生の監視指導の集中化がなされる。	7 保健所 3 支所	
15	隠岐の健康福祉センターが隠岐支庁健康福祉局となる。		
16	所内組織の係制をグループ化、フラット化へ。 健康福祉センターの廃止。		
16	保健所、福祉事務所は単独組織となる。 3支所の廃止		
17	検査機能の集中化(保健環境科学研究所へ検査機能の集中化) 企画情報課の廃止と総務課への一本化	7 保健所 (3 福祉事務所)	
18	2次医療圏の見直し検討予定		

市町村数 59 21
(平成17年10月1日現在)

総務事務所他土木、農林など他部の組織改編

調査票 2

【保健所の形態が、単独の組織である都道府県のみ回答をお願いいたします】

- 1 保健所組織の形態について（ヶ所数も記載願います）
 - a 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関（ 7 ヶ所）
 - b 対人保健部門のみなど支所的機関（ ヶ所）
 - c その他

- 2 福祉分野の出先機関の状況について
 - a 福祉事務所数（ 3 ヶ所）
 - b 児童相談所数（ 4 ヶ所）

- 3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があった場合記入してください
（記入例：平成 10 年度に企画調整課が設置された）
調査票に記入による

- 4 福祉分野の出先機関との連携について
 - a 積極的に連携を図っている
連携している事例（事業）を記載してください

 - b 必要に応じて連携をしている
どんな場合に連携をしているのか記載してください
 - ・ 児童虐待への相談対応
 - ・ 精神障害者、難病福祉サービスの関わりの相談時など

 - c ほとんど連携していない
連携していない理由を記載してください

調査票 3

【平成 17 年度に組織の改正があった都道府県のみご記入ください。また、新たな組織体制がわかるような図表の添付もお願いいたします】

I 新たな組織についてお聞きします。以下の質問にお答えください。

・元の保健所となった

1 組織の形態について

- a 保健所単独
- b 福祉事務所との統合
- c 福祉事務所と児童相談所との統合
- d 地方振興局・地方局
- e c、dの複合型
- f その他

2 保健所の箇所数

保健所数 (7 ケ所) 支所数 (ケ所)

II 統合組織の場合、以下の質問にお答えください。組織形態等が事務所によって異なる場合もあるので、()内に箇所数を記入してください。

3 庁舎の形態について

- a 同一庁舎 (ケ所)
- b 別庁舎 (ケ所)
- c 一部別庁舎 (ケ所)

4 保健所長の統合組織における位置づけについて

- a 統合機関の所長 (ケ所)
- b 統合機関の副所長 (ケ所)
- c 統合機関の保健環境分野の長(部長) (ケ所)
- d その他 () (ケ所)

5 統合組織のうち、保健と福祉分野が統合してできた課あるいはグループがありますか。

() 課(グループ)

6 保健と福祉が協働で行っている事業を実施していますか。

a 実施している

事業名等

b 実施していない

7 市町村合併が進み、町村数が少なくなった(あるいはなくなった)ために、福祉事務所の機能を市に移管し(する予定があり)、統合組織内に福祉事務所の組織がなくなる事務所についてお答えください。

県として行うべき福祉事務は残っていますが、統合組織内に福祉事務所に相当する組織部分が廃止となった事務所

a ある

上記の事務所数 (ケ所)

平成 17 年末時点で、福祉事務所を持たない統合組織 (ケ所)

b なし

調査票 1 - 4 (地方振興局)

岡山県保健所長会

年度	組 織 体 制	カ所数	関連事項
平成 ～ 5	環境保健の地方機関で単独組織	18保健所	市町村数 7 8
6	福祉事務所と保健所を統合し、9 地方振興局単位に健康福祉部（保健所）を設置 残りの 9 カ所は振興局の統括事務所である地域保健福祉センター（地域保健所） （本庁は保健福祉部となる）	9 保健所 9 地域保健所	保健所長は振興局次長 健康福祉部福祉振興課をのぞく職員、組織が保健所 環境部門は保健所から切り離され、振興局総務環境課となる。
6	岡山市が保健所政令市に移行 （岡山市保健所が設置された）		
1 2	9 カ所は振興局の統括事務所である地域保健福祉センター（地域保健所）を廃止 倉敷市が保健所政令市に移行 （岡山市保健所が設置された）	9 保健所体制	検査課は 4 カ所から 2 カ所に集約となる。
1 7	9 地方振興局が 3 県民局 6 支局となる 3 県民局については健康福祉部（保健所）、 6 支局については地域健康福祉室（保健所）となる。 6 支局については平成 2 1 年 3 までに廃止予定であり、保健所については平成 1 8 年度に平成 1 7 年に策定された保健医療圏域 5 カ所を参考にしながら統廃合の予定	9 保健所体制は継続	市町村数は 3 0 となる

調査票 3

【平成 17 年度に組織の改正があった都道府県のみご記入ください。また、新たな組織体制がわかるような図表の添付もお願いいたします】

I 新たな組織についてお聞きします。以下の質問にお答えください。

1 組織の形態について

- a 保健所単独
- b 福祉事務所との統合
- c 福祉事務所と児童相談所との統合
- d 地方振興局・地方局
- e c、dの複合型
- f その他

2 保健所の箇所数

保健所数 (9ヶ所) 支所数 (ヶ所)

II 統合組織の場合、以下の質問にお答えください。組織形態等が事務所によって異なる場合もあるので、()内に箇所数を記入してください。

3 庁舎の形態について

- a 同一庁舎 (3ヶ所)
- b 別庁舎 (ヶ所)
- c 一部別庁舎 (ヶ所)

4 保健所長の統合組織における位置づけについて

- a 統合機関の所長 (ヶ所)
- b 統合機関の副所長 (ヶ所)
- c 統合機関の保健環境分野の長(部長) (ヶ所)
- d その他(統合組織における位置づけはなく県民局次長(健康福祉部担当)) (ヶ所)

5 統合組織のうち、保健と福祉分野が統合してできた課あるいはグループがありますか。

(健康福祉課) 課(グループ)

6 保健と福祉が協働で行っている事業を実施していますか。

a 実施している

事業名等

b 実施していない

7 市町村合併が進み、町村数が少なくなった(あるいはなくなった)ために、福祉事務所の機能を市に移管し(する予定があり)、統合組織内に福祉事務所の組織がなくなる事務所についてお答えください。

県として行うべき福祉事務は残っていますが、統合組織内に福祉事務所に相当する組織部分が廃止となった事務所

a ある

上記の事務所数 (ヶ所)

平成 17 年末時点で、福祉事務所を持たない統合組織 (ヶ所)

b なし

調査票 1 - 4 (地方振興局)

広島県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 ~4	福祉保健部の地方機関で単独組織 県庁に福祉保健部を設置(福祉保健課が保健所所掌)	13保健所 (県立のみ)	市町村数86
5	福祉事務所と保健所を統合し、総合福祉保健センター(福祉保健センター・保健所)を設置	8保健所5支所	福祉保健センター・保健所 職員はセンター長を除いて 全員センター・保健所 を兼務
9	福祉保健センター・保健所に保健福祉推進室(企画部門)を設置		
10			福山市が中核市に移行 保健所を設置
13	県の行政組織の再編整備により県内に7ヶ所の地域事務所を設置(総務、税務、厚生環境・保健所、農林建設の各局で構成) 福祉保健センター・保健所の業務を地域事務所 厚生環境局・保健所で分掌し、総務課及び保健福祉推進室の業務を新たに設置した厚生推進課 福祉推進室の業務を新たに設置した厚生推進課で分掌 試験検査課の業務を県内4ヶ所の保健所に統合	7保健所支所	旧保健所環境部環境管理課の業務が地域事務所の業務に移行 環境管理課、福祉課職員の保健所兼務がなくなる 本庁で課が廃止され、総室・室を設置(管理総室総務室が保健所を所掌)
15			市町村数79
16			本庁での室の名称変更(管理総室福祉保健総務室が保健所を所掌) 市町村数55

17	備北地域保健所の事務・権限の一部を三次市に 委譲		広島県分権改革推進計画 市町数28（4月）
----	-----------------------------	--	--------------------------

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

山口県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
8	健康福祉部新設(環境保健部と民生部との再編)保健所は健康福祉部の出先機関となる 保健所とは環境保健所の環境関連課を有さない出先を言う	9 環境保健所 6 保健所 7 社会福祉事務所(1 政令市保健所)	(9つの二次医療圏ごとに環境保健所が1カ所)
9	健康福祉センター設置(環境保健所と福祉事務所との統合、保健所は支所化) ・各センターに保健と福祉の企画調整部門である保健福祉企画室設置 ・5センターでは生活環境課を生活衛生課と環境保全課の2課制とし廃棄物行政等を充実強化 ・試験検査室を5センターに集約し試験検査課として強化	9 センター(9 保健所) 6 支所	(9つの二次医療圏ごとにセンターが1カ所)
10			
11			
12			
13			
14			山口県保健医療計画策定
15			
16			
17	市町村合併により1センター1支所が政令市保健所に移管、1支所廃止 年度中に4支所廃止予定	8 センター(8 保健所) 4 支所	年度末までの市町村数 5 6 市町村 22市町
18		8 センター(8 保健所)	

調査票 1 - 1 (保健所単独組織)

徳島県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
7	保健福祉部の出先機関で単独組織	8保健所	本庁組織改編により保健環境部から保健福祉部へ
8			
9	保健婦係が廃止され地区担当制から業務担当制に組織改編		
11	2 保健所を支所とし 6 保健所 2 支所体制に統合 2 保健所総務課に企画部門の地域保健係設置 1 保健所総務課に企画担当を配置 検査機能を 3 保健所に集約し試験検査係を設置	6保健所2支所	二次医療圏を3から6に見直し
15			県行財政改革プランであるリフレッシュとくしまプラン(平成15年10月)に出先機関の再編・機能強化が盛り込まれる
17	県出先機関再編により、2 保健所(南部)が南部総合県民局の保健福祉環境部に併置される 医療業務が集約され、廃棄物対策が環境担当に移管 従来の保健所庁舎の中に以下の部門が入り 2 保健所 で異なることになった。また、保健所職員は 所長・次長のみ ・医療企画、生活衛生、健康増進、児童相談各担当 ・生活衛生、健康増進、生活福祉各担当		県内3圏域中 1 か所(南部)に総合県民局設置 市町村数50 35 (平成17年 8 月 8 日現在)
18			市町村数50 24 (平成18年3月31日予定)
19	2 保健所(西部)が西部総合県民局に併置される予定		西部に総合県民局設置予定
20			東部の出先機関再編予定

調査票 2

徳島県

【保健所の形態が、単独の組織である都道府県のみ回答をお願いいたします】

1 保健所組織の形態について（ヶ所数も記載願います）

- Ⓐ 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関（ 6ヶ所）
- Ⓑ 対人保健部門のみなど支所的機関（ 2ヶ所）
- c その他

2 福祉分野の出先機関の状況について

- a 福祉事務所数（ 3ヶ所）
- b 児童相談所数（ 2ヶ所）

3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があった場合記入してください

（記入例：平成 10 年度に企画調整課が設置された）

- ・平成 9 年 保健婦係が廃止され地区担当制から業務担当制に
- ・平成 11 年 2 保健所を支所とし 8 保健所から 6 保健所 2 支所に
2 保健所総務課に企画部門の地域保健係設置、1 保健所総務係に企画担当配置
- ・平成 17 年 1 保健所に医療企画課（医事薬事係・地域保健係）設置、1 保健所に医療企画担当（係制から担当制に）設置

4 福祉分野の出先機関との連携について

- a 積極的に連携を図っている
連携している事例（事業）を記載してください

Ⓑ 必要に応じて連携をしている

どんな場合に連携をしているのか記載してください

- ・児童虐待、精神障害者の生活保護受給者等個別ケースの対応
- ・市町村の計画策定支援
- ・事例発表会や調査研究事業

c ほとんど連携していない

連携していない理由を記載してください

調査票 3

徳島県

【平成 17 年度に組織の改正があった都道府県のみご記入ください。また、新たな組織体制がわかるような図表の添付もお願いいたします】

I 新たな組織についてお聞きします。以下の質問にお答えください。

1 組織の形態について

- a 保健所単独
- b 福祉事務所との統合
- c 福祉事務所と児童相談所との統合
- d 地方振興局・地方局（2 保健所のみ 他保健所は平成 18 年度以降段階的に実施）
- e c、d の複合型
- f その他

2 保健所の箇所数

保健所数（ 6 ヶ所 ） 支所数（ 2 ヶ所 ）

II 統合組織の場合、以下の質問にお答えください。組織形態等が事務所によって異なる場合があるので、()内に箇所数を記入してください。

3 庁舎の形態について

- a 同一庁舎（ 1 ヶ所 ）
- b 別庁舎（ 5 ヶ所 ）
- c 一部別庁舎（ 0 ヶ所 ）

4 保健所長の統合組織における位置づけについて

- a 統合機関の所長（ 〃 ヶ所 ）
- b 統合機関の副所長（ 〃 ヶ所 ）
- c 統合機関の保健環境分野の長(部長)（ 〃 ヶ所 ）
- d その他(統合機関の保健福祉環境分野の次長)（ 2 ヶ所 ）

5 統合組織のうち、保健と福祉分野が統合してできた課あるいはグループがありますか。

(なし) 課(グループ)

6 保健と福祉が協働で行っている事業を実施していますか。

- a 実施している
事業名等 保健医療福祉連携推進会議
- b 実施していない

7 市町村合併が進み、町村数が少なくなった(あるいはなくなった)ために、福祉事務所の機能を市に移管し(する予定があり)、統合組織内に福祉事務所の組織がなくなる事務所についてお答えください。

県として行うべき福祉事務は残っていますが、統合組織内に福祉事務所に相当する組織部分が廃止となった事務所

- a ある
上記の事務所数（ 〃 ヶ所 ）
平成 17 年末時点で、福祉事務所を持たない統合組織（ 〃 ヶ所 ）
- b なし

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

香川県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
8	健康福祉部新設（環境保健部と民生部との再編）保健所は健康福祉部の出先機関となる	7保健所	5 二次医療圏 5市38町
11	7県型保健所、1政令市型保健所となる	8保健所	高松市が中核市に移行
14	2保健所が統合し、さらに福祉事務所と統合し、保健福祉事務所となる 1保健所が総合事務所に入る 3保健所が1保健所2支所となる 1保健所が福祉事務所と統合	5保健所2支所	県型保健所において試験検査業務を3保健所に集約
15			第4次香川県保健医療計画策定
16	1保健所2支所が1保健所となり、さらに福祉事務所と統合し、保健福祉事務所となる	5保健所	県型保健所において試験検査業務を2保健所に集約
17			年度末見込み市町数 8市9町

調査票 1 - 4 (地方局)

愛媛県保健所長会

年度	組 織 体 制	カ所数	関 連 事 項
平成 ～ 9	保健環境部・環境局の地方機関で単独組織	5 中央保健所 9 保健所 (県立のみ)	保健環境部地域医療課 環境局環境計画課 が保健所所掌 市町村数 70
10	行政組織の再編により保健所統合 県庁に保健福祉部・企画環境部を新設 5 保健所に環境保全課新設 試験検査業務を県内 5 カ所の保健所に統合	5 中央保健所 3 保健所 6 支所	
12~13	行政組織の再編により保健所統合		松山市が中核市に移行 保健所を設置
17	5 地方局に健康福祉環境部新設 (保健所・地域福祉課で組織)	5 保健所 (地方局) 1 保健所	二次医療圏に 1 保健所 (1 地方局に 2 保健所所有) (2 保健所、6 支所廃止) 市町村数 20

調査票 3

【平成 17 年度に組織の改正があった都道府県のみご記入ください。また、新たな組織体制がわかるような図表の添付もお願いいたします】

I 新たな組織についてお聞きします。以下の質問にお答えください。

1 組織の形態について

- a 保健所単独
- b 福祉事務所との統合
- c 福祉事務所と児童相談所との統合
- d 地方振興局・地方局
- e c、dの複合型
- f その他

2 保健所の箇所数

保健所数 (6 ケ所) 支所数 (0 ケ所)

II 統合組織の場合、以下の質問にお答えください。組織形態等が事務所によって異なる場合もあるので、()内に箇所数を記入してください。

3 庁舎の形態について

- a 同一庁舎 (6 ケ所)
- b 別庁舎 (ケ所)
- c 一部別庁舎 (ケ所)

4 保健所長の統合組織における位置づけについて

- a 統合機関の所長 (1 ケ所)
- b 統合機関の副所長 (ケ所)
- c 統合機関の保健環境分野の長(部長) (5 ケ所)
- d その他 () (ケ所)

5 統合組織のうち、保健と福祉分野が統合してできた課あるいはグループがありますか。

(なし) 課 (グループ)

6 保健と福祉が協働で行っている事業を実施していますか。

- a 実施している
事業名等 保健福祉ネットワーク推進事業
- b 実施していない

7 市町村合併が進み、町村数が少なくなった(あるいはなくなった)ために、福祉事務所の機能を市に移管し(する予定があり)、統合組織内に福祉事務所の組織がなくなる事務所についてお答えください。

県として行うべき福祉事務は残っていますが、統合組織内に福祉事務所に相当する組織部分が廃止となった事務所

- a ある
上記の事務所数 (ケ所)
平成 17 年末時点で、福祉事務所を持たない統合組織 (ケ所)
- b なし

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

高知県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
8	健康福祉部の出先機関で単独	10 保健所	
9	6 総合保健所、4 地域保健所体制		
10	5 総合保健所、4 地域保健所体制		高知市が中核市に移行し保健所設置
11			
12			
13			
14			
15	5 保健所体制		地域保健所廃止
16			
17	福祉事務所と保健所を統合し、福祉保健所を設置	5 福祉保健所	
18			

調査票 3

【平成 17 年度に組織の改正があった都道府県のみご記入ください。また、新たな組織体制がわかるような図表の添付もお願いいたします】

I 新たな組織についてお聞きします。以下の質問にお答えください。

1 組織の形態について

- a 保健所単独
- b 福祉事務所との統合
- c 福祉事務所と児童相談所との統合
- d 地方振興局・地方局
- e c、dの複合型
- f その他

2 保健所の箇所数

保健所数 (5ヶ所) 支所数 (ヶ所)

II 統合組織の場合、以下の質問にお答えください。組織形態等が事務所によって異なる場合もあるので、()内に箇所数を記入してください。

3 庁舎の形態について

- a 同一庁舎 (4ヶ所)
- b 別庁舎 (ヶ所)
- c 一部別庁舎 (1ヶ所)

4 保健所長の統合組織における位置づけについて

- a 統合機関の所長 (ヶ所)
- b 統合機関の副所長 (5ヶ所) : 保健監
- c 統合機関の保健環境分野の長(部長) (ヶ所)
- d その他 () (ヶ所)

5 統合組織のうち、保健と福祉分野が統合してできた課あるいはグループがありますか。
(企画調整) 課 (グループ)

6 保健と福祉が協働で行っている事業を実施していますか。

- a 実施している
事業名等
- b 実施していない

7 市町村合併が進み、町村数が少なくなった(あるいはなくなった)ために、福祉事務所の機能を市に移管し(する予定があり)、統合組織内に福祉事務所の組織がなくなる事務所についてお答えください。

県として行うべき福祉事務は残っていますが、統合組織内に福祉事務所に相当する組織部分が廃止となった事務所

- a ある
上記の事務所数 (ヶ所)
平成 17 年末時点で、福祉事務所を持たない統合組織 (ヶ所)
- b なし

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

福岡県保健所長会

年度	組 織 体 制	カ所数	関連事項
平成			
9	保健所の統合(21保健所を13保健所と3支所に統合再編)	13保健所 3支所	13の二次医療圏ごとに保健所が1ヶ所
10	保健環境部と民生部との統合再編 保健福祉部となる		
11			
12			
13			福岡県保健医療計画策定
14	9月保健所と福祉事務所が統合(13保健福祉環境事務所と3支所となる) 保健・医療・福祉や環境に関する悩みや質問に対応したり、専門の機関を紹介する「総合相談窓口」を設置	13保健福祉環境事務所 (13保健所) 3支所	
15			
16	3支所を廃止 検査課の設置を5保健福祉環境事務所から3保健福祉環境事務所へ	13保健福祉環境事務所 (13保健所)	
17			年度当初と年度末の市町村数 85市町村 69市町村
18			久留米市が中核市移行に伴う保健所設置に向け、作業を進めている

調査票1 - 1 (保健所単独組織)

佐賀県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 ~ 8	県：保健環境部医務課が主管課	8保健所	
9	<p>県：福祉保健部に組織改編</p> <p>8 保健所 5 保健所 + 1 支所 へ</p> <p>・小城保健所と神埼保健所を廃止し、佐賀保健所に統合（佐賀は佐賀中部保健所に改名）</p> <p>また、鹿島保健所は、武雄保健所に統合するも、当面は支所としてサービスは残す。</p> <p>・保健婦係が廃止され地区担当制から業務担当制に組織改編。企画調整係が新たに設置される。</p> <p>・検査機能（検査室）は、5 保健所中 3 保健所に置き、機能を集約。</p>	5 保健所 1 支所	二次医療圏を3から5に見直し
10			
11	県：福祉保健環境部へ改編		「健康アクション佐賀21（21世紀における県民健康づくり運動）」を推進
12	<p>県：保健所の主管課が医務課から福祉課へ改編</p> <p>鹿島支所を廃止し、本所に統合</p>	5 保健所	
13	県：厚生部へ改編		
14			
15			保健医療計画の策定（～19年度）
16	<p>県：本部制度の採用及び企画経営グループを設置(保健所主管部署)</p> <p>保健所企画調整係が企画経営担当に改編。</p> <p>同担当は所長直轄として位置づけられる。</p>		<p>市町村数 4 9 4 0（17年1月1日現在）</p> <p>市町村数 4 0 3 5（17年3月1日現在）</p> <p>市町村数 3 5 3 1（17年10月1日現在）</p> <p>市町村数 3 1 2 9（18年1月1日予定）</p> <p>市町村数 2 9 2 5（18年3月1日予定）</p> <p>市町村数 2 5 2</p> <p>市町村数 3 3（18年3月20日予定）</p>
17			
19	5つの保健所に福祉事務所の機能を付加し、5つの保健福祉事務所を設置する。		

調査票 2

【保健所の形態が、単独の組織である都道府県のみ回答をお願いいたします】

- 1 保健所組織の形態について（ヶ所数も記載願います）
 - a 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関（5ヶ所）
 - b 対人保健部門のみなど支所的機関（0ヶ所）
 - c その他

- 2 福祉分野の出先機関の状況について
 - a 福祉事務所数（5ヶ所）
 - b 児童相談所数（1ヶ所）

- 3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があった場合記入してください
平成9年度に、小城、神埼保健所が、佐賀保健所に統合された。
（佐賀保健所は、佐賀中部保健所に名称変更）
同年に、企画調整係が設置されると共に、保健婦係が廃止され、保健師は地区担当
制から業務担当制に組織改編された。
検査機能（検査室）は、5保健所中3保健所に置き、機能を集約。

- 4 福祉分野の出先機関との連携について
 - c ほとんど連携していない
連携していない理由：特に連携が必要な事例がないから。

調査票 1 - 1 (保健所単独組織)

長崎県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
~ 8	福祉保健部の出先機関で単独組織 所管課:福祉保健課 地域	13保健所1分室	
9	保健法の全面施行に伴い、保健所の統廃合と組織の変更(全体として人員総数削減) ・保健所総務課に企画担当を配置増員 ・精神保健福祉班の独立(本土の保健所のみ。地域保健は、2係から、3班体制に。) ・健康増進指導のため、機器搭載の大型車(健康増進車)・健康運動指導士資格者を配置(県央保健所に配置し、県下一円を所掌) ・言語指導のため、言語指導者を配置(県央保健所に配置し、県下一円を所掌) ・本庁に、歯科医師を1名配置	8保健所 (本土、離島各4箇所)	
16	保健所の組織改変(4月1日から新体制) [理由] ・H9年の改変等の見直し ・行政改革の推進、市町村合併の進展 ・福祉との連携 [主な変更点] ・総務課2班(係)体制から、班体制廃止(離島は従前から班制無し) ・衛生環境課3班体制から、2班体制(離島は1班から、班制無しに) 県央保健所については、1課5班体制から、2課各2班体制に ・地域保健課3班体制から、2班体制(離島は2班体制から、班体制廃止) ・事務職員の嘱託化(各保健所1~2名) ・社会福祉職員の導入(各保健所1名) ・健康増進車の廃止 ・県央保健所のみ、所長以外に医師1名配置		・長崎県行政システム改革大綱(業務・体制の見直し) ・長崎県福祉保健総合計画(福祉と保健の連携) ・県内市町数:8市71町村から、13市10町に(H18.3末見込)
18	一部保健所で、人員削減の見込み。		・市町村合併の進展により、管内エリア減少の保健所は、H18年度、更に人員削減検討。

調査票 2

【保健所の形態が、単独の組織である都道府県のみ回答をお願いいたします】

- 1 保健所組織の形態について（ヶ所数も記載願います）
 - a 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関（ 8ヶ所）
 - b 対人保健部門のみなど支所的機関（無し ヶ所）
 - c その他

- 2 福祉分野の出先機関の状況について
 - a 福祉事務所数（ 5ヶ所）
 - b 児童相談所数（ 2ヶ所）

- 3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があった場合記入してください
 - ・平成16年度から、現体制に組織の改正がなされた。
 - ・内容は、調査票1-1に記載のとおり。

- 4 福祉分野の出先機関との連携について
 - a 積極的に連携を図っている
連携している事例（事業）を記載してください

 - b 必要に応じて連携をしている
どんな場合に連携をしているのか記載してください
 - ・平成16年度から、福祉との連携強化を目的に、各保健所に社会福祉職（保健師との振替え）1名を配置した。
 - ・連携事業として、療育相談、事例検討会（精神障害者・虐待）、各種協議会・専門委員会の開催。

 - c ほとんど連携していない
連携していない理由を記載してください

調査票 1 - 4 (地方振興局)

熊本県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成 ~ 8	県衛生部の地方機関で単独組織 2次医療圏は10圏域(熊本市を含む) 県本庁に、衛生部と福祉生活部。(衛生総務課が保健所所掌)	13県保健所 2熊本市 保健所	市町村数94
9	県衛生部が福祉生活部と統合し健康福祉部(部は10課1室)(健康福祉政策課が保健所所掌) 3保健所統廃合 県保健所に企画部門の総務企画課が設置 試験検査の業務を県内3保健所に集約。	10県保健所 2熊本市 保健所	
10			第3次保健医療計画で 2次保健医療圏11圏域
11		1熊本市 保健所へ	
12	県の行政組織の再編整理により県内に10カ所の地域振興局を設置(振興調整室、総務部、保健福祉環境部、農林水産部、土木部の各部署で構成)10地域で保健所と福祉事務所の統合 書く保健福祉環境部に総務企画課、福祉課、衛生環境課、保健予防課、3保健福祉環境部に試験検査課)	10県保健所	各保健福祉環境部に総務企画課、福祉課、衛生環境課、保健予防課、3保健福祉環境部に試験検査課。
15	県庁健康福祉部のみ組織のフラット化。 9課から19課へ。 保健所所掌は従来と同じ健康福祉政策課		第4次保健医療計画で 2次保健医療圏11圏域 市町村数94
17		10県地域振興局10県保健所 11保健医療圏11保健所(熊本市含む)	本庁、19課から2室13課へ(高齢者支援総室、障害者支援総室) 市町村数59(10月現在)合併後の市町村数48の見込み

調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

大分県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
9	<p>福祉保健部新設(保健環境部と福祉生活部を福祉保健部と生活環境部に再編)</p> <p>保健所は福祉保健部の出先機関となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 13保健所のうち、3保健所が支所(または保健部)となり、県下の保健所数は10カ所になった。 ・ 大分市が中核市になり、4月に大分県大分保健所が廃止になり、大分市保健所が発足。大分市を除く旧大分保健所の管轄地域(大分郡4町)を管轄する中央保健所大分郡支所を開設。 ・ 各保健所の総務課は総務企画課となり、企画調整係に中堅保健師が1名配置され、総務企画課長が企画調整係長を兼務し、各課長が兼務主幹という位置付けになった。 ・ 全保健所に配置されていた栄養士と臨床検査技師は5基幹保健所に、診療放射線技師は2保健所(県北担当、県南担当)に集中配置された。 	<p>10保健所 (うち1は大分市保健所)</p> <p>3支所</p> <p>1保健部</p>	<p>(10の二次医療圏ごとに保健所が1カ所)</p>
10			大分県地域保健医療計画見直し
11			
12			
13			
14			
15			大分県地域保健医療計画見直し
16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全保健所の水質検査業務を廃止。 		
17	<p>県福祉事務所を廃止し、5基幹保健所に福祉部門を統合し、県民保健福祉センターに改組。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療放射線技師を5センターに分散配置。 ・ クリニック(診断書発行業務)を廃止。 	<p>5センター</p> <p>5保健所 (うち1は大分市保健所)</p> <p>3保健支所</p> <p>1保健部</p> <p>2地域福祉部</p>	<p>年度末までの市町村数 58市町村 18市町村 (14市3町1村)</p>

調査票 3

【平成 17 年度に組織の改正があった都道府県のみご記入ください。また、新たな組織体制がわかるような図表の添付もお願いいたします】

I 新たな組織についてお聞きします。以下の質問にお答えください。

1 組織の形態について

- a 保健所単独
- b 福祉事務所との統合
- c 福祉事務所と児童相談所との統合
- d 地方振興局・地方局
- e c、dの複合型
- f その他

2 保健所の箇所数

保健所数 (10ヶ所) 支所数 (4ヶ所)

II 統合組織の場合、以下の質問にお答えください。組織形態等が事務所によって異なる場合もあるので、()内に箇所数を記入してください。

3 庁舎の形態について

- a 同一庁舎 (3ヶ所)
- b 別庁舎 (2ヶ所)
- c 一部別庁舎 (ヶ所)

4 保健所長の統合組織における位置づけについて

- a 統合機関の所長 (5ヶ所)
- b 統合機関の副所長 (ヶ所)
- c 統合機関の保健環境分野の長(部長) (ヶ所)
- d その他 () (ヶ所)

5 統合組織のうち、保健と福祉分野が統合してできた課あるいはグループがありますか。
()課(グループ)

6 保健と福祉が協働で行っている事業を実施していますか。

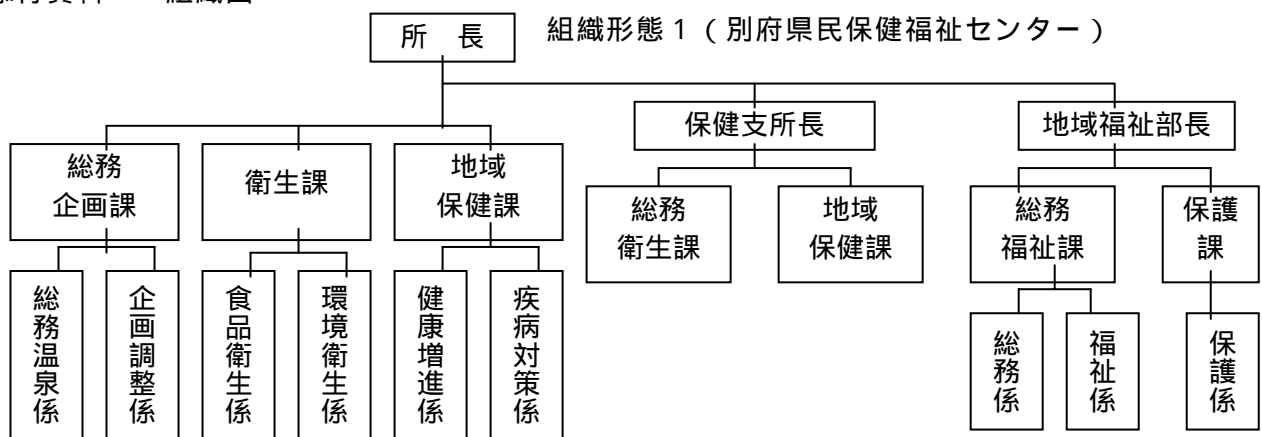
- a 実施している
事業名等 児童虐待対応(一部未実施)、子育て支援者養成事業、保育所指導監査
- b 実施していない

7 市町村合併が進み、町村数が少なくなった(あるいはなくなった)ために、福祉事務所の機能を市に移管し(する予定があり)、統合組織内に福祉事務所の組織がなくなる事務所についてお答えください。

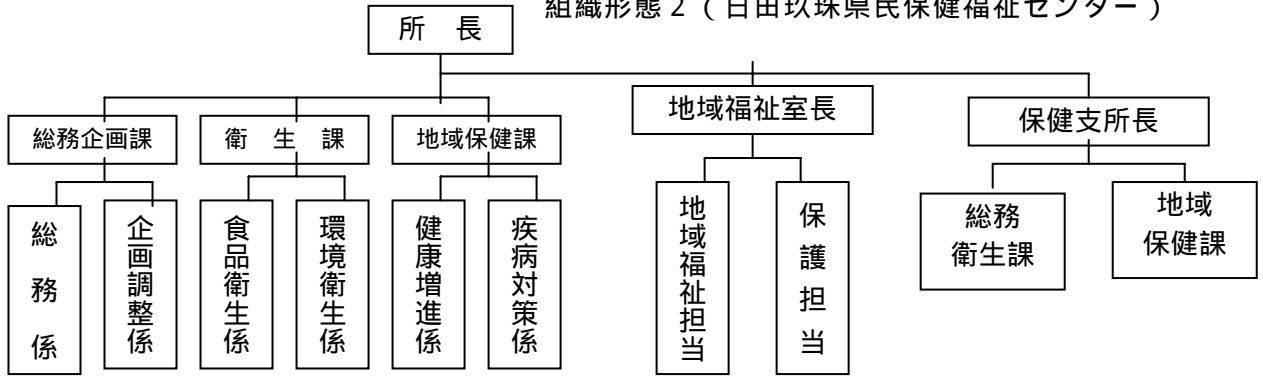
県として行うべき福祉事務は残っていますが、統合組織内に福祉事務所に相当する組織部分が廃止となった事務所

- a ある
上記の事務所数 (ヶ所)
平成 17 年末時点で、福祉事務所を持たない統合組織 (ヶ所)
- b なし

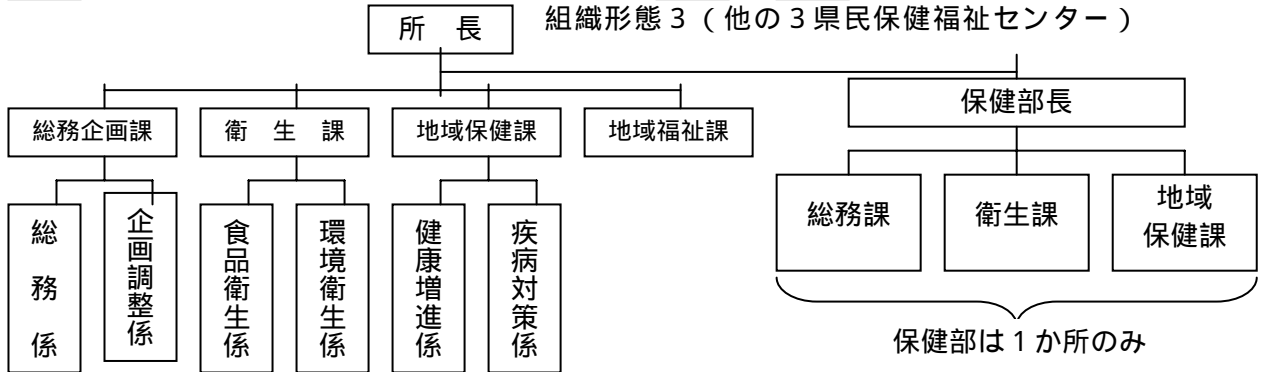
添付資料 組織図



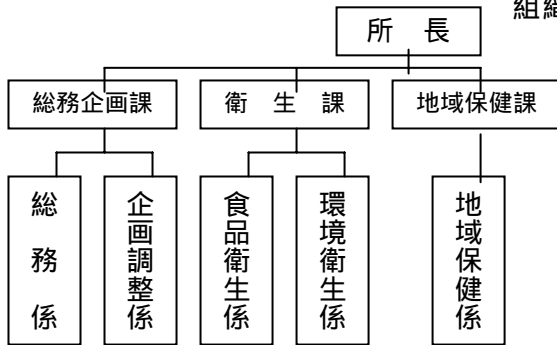
組織形態 2 (日田玖珠県民保健福祉センター)



組織形態 3 (他の3県民保健福祉センター)



組織形態 4 (大分市を除く4保健所)



調査票 1 - 1 (保健所単独組織)

宮崎県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
9	<p>西都、串間、国富支所の3保健所廃止。 宮崎、都城、延岡の3保健所では、総務企画課、地域保健課（地区担当制から業務担当制に変更）、衛生環境課、広域指導検査課（広域化）の組織編成とした。他の保健所では、検査部門を廃止した。</p>	8保健所	行政組織規則改正
10	<p style="text-align: center;">宮</p> <p>崎氏の中核市移行に伴い宮崎市保健所が設置され、宮崎保健所は中央保健所に名称変更した。 県本庁組織改編により、環境保健部から福祉保健部へ、名称変更。</p>	8保健所 + 1保健所（中核市）	
11			
12	<p>中央保健所は、移転新築された宮崎県総合保健センター内に移転。</p>		

調査票 2

【保健所の形態が、単独の組織である都道府県のみ回答をお願いいたします】

1 保健所組織の形態について（ヶ所数も記載願います）

- a 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関（ 8 ヶ所）
- b 対人保健部門のみなど支所的機関（ 　 ヶ所）
- c その他

2 福祉分野の出先機関の状況について

- a 福祉事務所数（ 4 ヶ所）
- b 児童相談所数（ 3 ヶ所）

3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があった場合記入してください
（記入例：平成 10 年度に企画調整課が設置された）

平成 9 年に保健所総務課に企画機能が付加された。同時に各保健所の検査部門を 3 保健所に集約化した。

4 福祉分野の出先機関との連携について

- a 積極的に連携を図っている
連携している事例（事業）を記載してください

b 必要に応じて連携をしている

どんな場合に連携をしているのか記載してください

業務（児童虐待、難病対策・障害者対策など）上、連携の必要が認められるみとめられる時

c ほとんど連携していない

連携していない理由を記載してください

調査票 1 - 1 (保健所単独組織)

鹿児島県保健所長会

年度	組織体制	カ所数	関連事項
平成			
7	保健環境部の出先機関で単独組織	1 5 保健所	
8	保健福祉部の出先機関で単独組織 同一医療圏に複数設置されている圏域については 新に統合整備することを決定(H8.9)	1 5 保健所	本庁組織改編により保健 環境部から保健福祉部へ
	・川薩保健所新設 (川内保健所と宮之城保健所を統合)		
	・始良保健所新設 (加治木保健所と隼人保健所を統合)		
9			「保健所の設置及び管理 条例」一部改正を県議会 可決(H9.3)
10			
11			
12			
13			建築工事(13-14)
14			・北薩福祉事務所合築 保健・福祉の連携強化)
15	川薩保健所業務開始	1 4 保健所	建築工事(15-16)
16			・始良福祉事務所合築 保健・福祉の連携強化)
17	始良保健所業務開始	1 3 保健所	組織機構改革方針の策定 (H17.12予定)
			・改革方針に基づき機構改 革の実施
	県政刷新大綱に基づき簡素で効率的な組織機構の整備 に着手		市町村数96 71 (H17.10.31現在)
			市町村数96 49 (H18.3.31予定)
			医療計画見直し (18~19予定)
18			
19			
20			

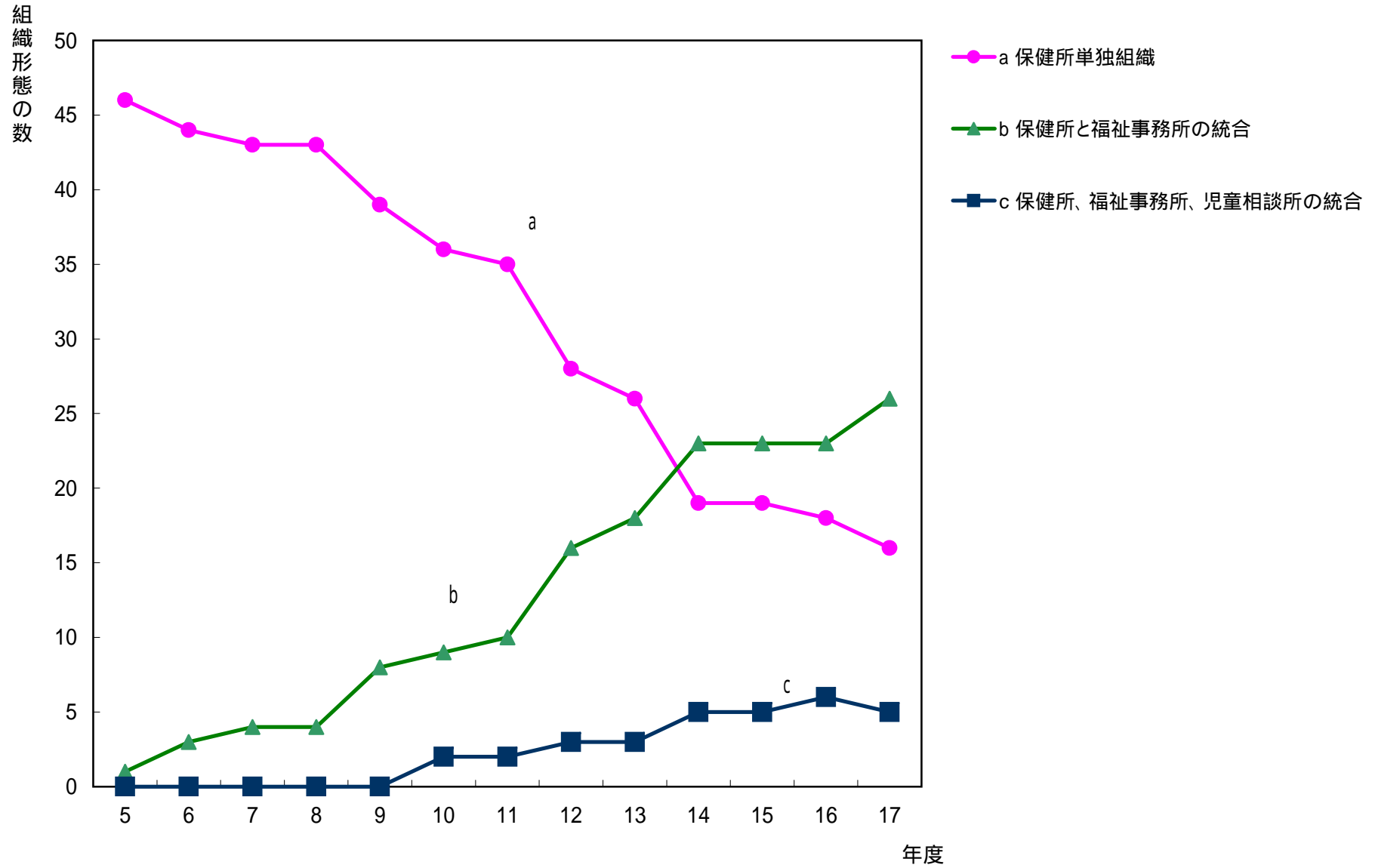
調査票 1 - 2 (保健所・福祉事務所の統合組織)

沖縄県保健所長会

年度	組 織 体 制	カ所数	関連事項
平成			
10	組織改正により、福祉保健部新設(環境保健部と生活福祉部との再編) 保健福祉企画室設置	7保健所	
11			
12			
13			
14	福祉保健所設置(保健所と福祉事務所との統合) 中央保健所は南部福祉事務所の中の単独保健所に、宮古及び八重山福祉保健所については企画開発部の宮古支庁、八重山支庁に位置づけられた	5福祉保健所 1保健所	二次保健医療圏ごとに1福祉保健所
15			
16			
17			沖縄県保健医療計画改訂
18			年度末までの市町村数 52 41(予定)
	中央保健所と南部福祉保健所は平成 21 年度までに統合予定		

保健所動向に関する調査集計表

都道府県における保健所の組織形態の経年的変化



調査票1〔都道府県における保健所の組織形態の経年的変化〕

組織形態 / 年度		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	16-17変更
a	保健所単独組織	46	44	43	43	39	36	35	28	26	19	19	18	16	2
b	保健所と福祉事務所の統合	1	3	4	4	8	9	10	16	18	23	23	23	26	3
c	保健所、福祉事務所、児童相談所の統合	0	0	0	0	0	2	2	3	3	5	5	6	5	1
	計	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	

未集計：長野県

調査票2【17年度時点で保健所単独組織の都道府県の状況】

(11団体回答)

1 保健所組織の形態について

a 対人保健サービス部門と対物保健サービス部門を有する機関の箇所数	84
b 対人保健サービス部門のみ等支所的な機関	23
c その他	

2 福祉分野の出先機関の状況について

a 福祉事務所数	47
b 児童相談所数	45

3 地域保健法施行以降、保健所内の組織の改正があったか

	10
--	----

4 福祉分野の出先機関との連携について

a 積極的に連携を図っている	3
b 必要に応じて連携をしている	8
c ほとんど連携していない	1

調査票3【17年度に新たな組織となった都道府県の状況】

(8団体回答、島根県は16年度の組織改正であったため除いた)

新たな組織について

1 組織の形態について

a 保健所単独	0
b 福祉事務所との統合	2
c 福祉事務所と児童相談所との統合	
d 地方振興局・地方局	4
e c、dの複合型	1 鳥取県
f その他(業務の集約化を図り、29保健所のうち、12を支所にした)	1 兵庫県

2 保健所の箇所数

保健所数	66
支所数	18

統合組織の状況

3 庁舎の形態について

a 同一庁舎	34
b 別庁舎	13
c 一部別庁舎	4

4 保健所長の統合組織における位置づけについて

a 統合機関の所長	24
b 統合機関の副所長	6
c 統合機関の保健環境分野の長	5
d その他	12

5 保健と福祉分野が統合してできた課・グループがある団体 4

6 保健と福祉が共同で行っている事業について

a 実施している団体	5
b 実施していない団体	3

7 市町村合併に伴い、県として行うべき福祉事務があるものの、統合組織内に福祉事務所に相当する部分を廃止した事務所の数

a ある 事務所数	
17年末時点で福祉事務所を持たない統合組織の数	5
b なし	7

環境保全部門(廃棄物・公害対策・浄化槽届出等の事務)を設置している保健所(21府県)の状況

都道府県	主な組織の名称	備考
003 岩手県	地方振興局保健福祉環境部【=保健所】 環境課 環境対策チーム	
004 宮城県	(保健福祉部)保健福祉事務所【=保健所】 環境衛生部 環境公害班	
005 秋田県	地域振興局福祉環境部【=保健所】 環境指導課 環境公害班	
015 新潟県	地域振興局健康福祉環境部【=保健所】 環境センター 環境課 環境対策担当/廃棄物対策担当	
018 福井県	(健康福祉部)健康福祉センター【=保健所】 環境衛生部(環境衛生課)環境廃棄物対策課	
022 静岡県	(健康福祉部)健康福祉センター【=保健所】 衛生環境部 環境衛生監視機動班	
026 京都府	地域振興局健康福祉部【=保健所】 環境衛生室 環境担当	
029 奈良県	(健康安全局)保健所 生活衛生課 環境対策係	
030 和歌山県	振興局健康福祉部【=保健所】 衛生環境課 衛生環境グループ	
031 鳥取県	総合事務所福祉保健局【=保健所】 生活環境課 環境衛生・廃棄物対策班	
032 島根県	(健康福祉部)保健所 環境衛生部 環境保全グループ	
035 山口県	(健康福祉部)健康福祉センター保健環境部【=環境保健所】 環境保全課 環境指導班/廃棄物対策班	環境関係課を有する保健所を環境保健所としている
036 徳島県	(保健福祉部)保健所 環境衛生課 環境係	
038 愛媛県	地方局健康福祉環境部【=保健所】 環境保全課 環境保全係/廃棄物指導係	
040 福岡県	(保健福祉部)保健福祉環境事務所【=保健所】 環境課	
041 佐賀県	(健康福祉本部)保健所 環境廃棄物課	
042 長崎県	(福祉保健部)保健所 衛生環境課 環境保全班	
043 熊本県	地域振興局保健福祉環境部【=保健所】 衛生環境課 環境係	
045 宮崎県	(福祉保健部)保健所 衛生環境課 環境対策係	
046 鹿児島県	(保健福祉部)保健所 衛生課 環境衛生係	
047 沖縄県	(福祉保健部)福祉保健所【=保健所】 生活環境課 環境保全班	

平成18年3月1日現在の各ホームページ(業務案内、行政組織規則、事務委任規則等)を参考とした。